

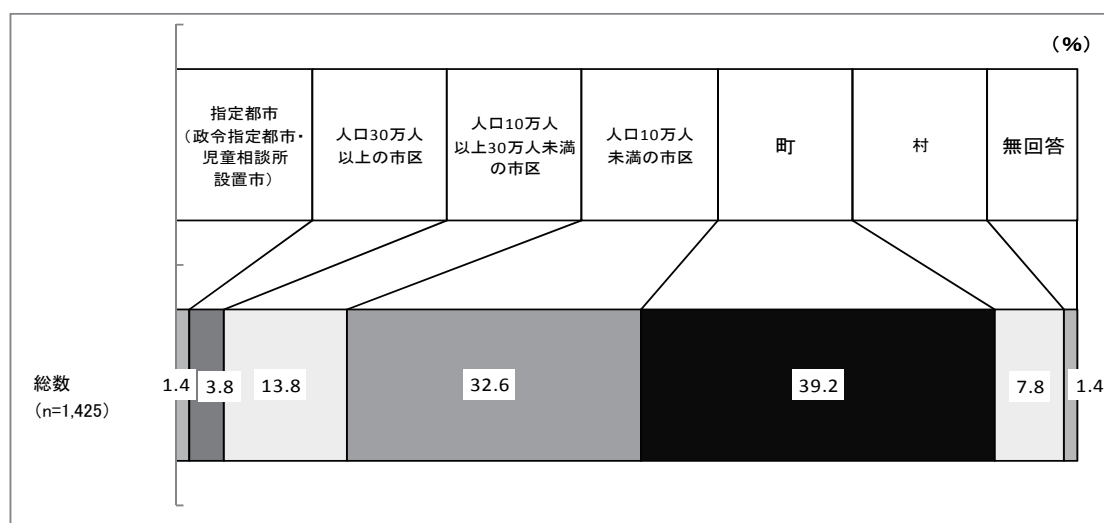
2 市区町村担当者調査

(1) 回答者の属性等

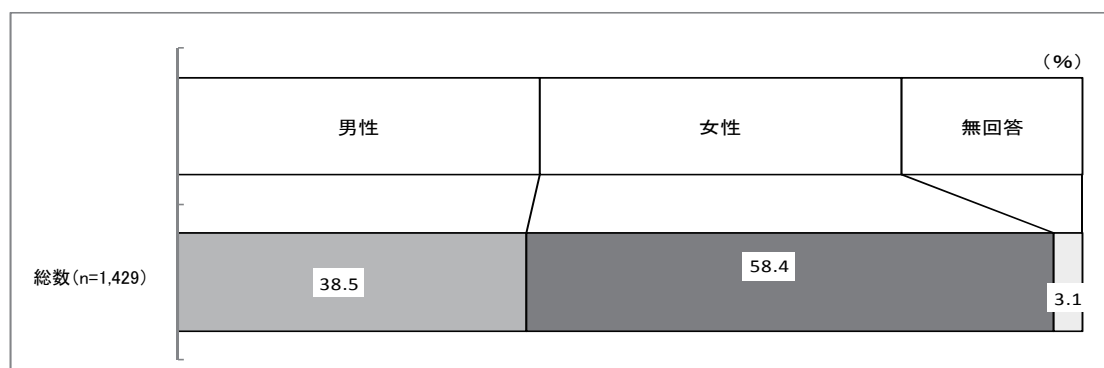
ア 調査対象とした市区町村担当者からの回答状況（都道府県別）

	人	(%)		人	(%)		人	(%)
北海道	132	9.2	福井県	14	1.0	山口県	16	1.1
青森県	31	2.2	山梨県	21	1.5	徳島県	17	1.2
岩手県	27	1.9	長野県	58	4.1	香川県	12	0.8
宮城県	27	1.9	岐阜県	35	2.4	愛媛県	17	1.2
秋田県	19	1.3	静岡県	31	2.2	高知県	24	1.7
山形県	28	2.0	愛知県	51	3.6	福岡県	44	3.1
福島県	43	3.0	三重県	28	2.0	佐賀県	16	1.1
茨城県	40	2.8	滋賀県	17	1.2	長崎県	18	1.3
栃木県	26	1.8	京都府	21	1.5	熊本県	34	2.4
群馬県	28	2.0	大阪府	43	3.0	大分県	17	1.2
埼玉県	61	4.3	兵庫県	38	2.7	宮崎県	22	1.5
千葉県	42	2.9	奈良県	31	2.2	鹿児島県	36	2.5
東京都	55	3.8	和歌山県	19	1.3	沖縄県	30	2.1
神奈川県	32	2.2	鳥取県	14	1.0	無回答	8	0.6
新潟県	25	1.7	島根県	15	1.0	計	1,429	-
富山県	12	0.8	岡山県	21	1.5			
石川県	15	1.0	広島県	18	1.3			

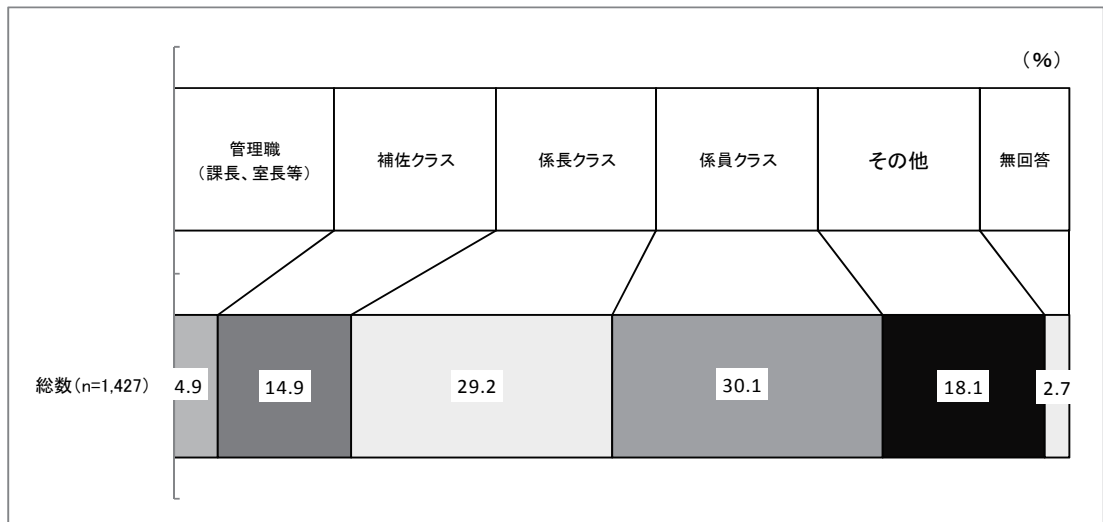
イ 勤務する市区町村の人口規模



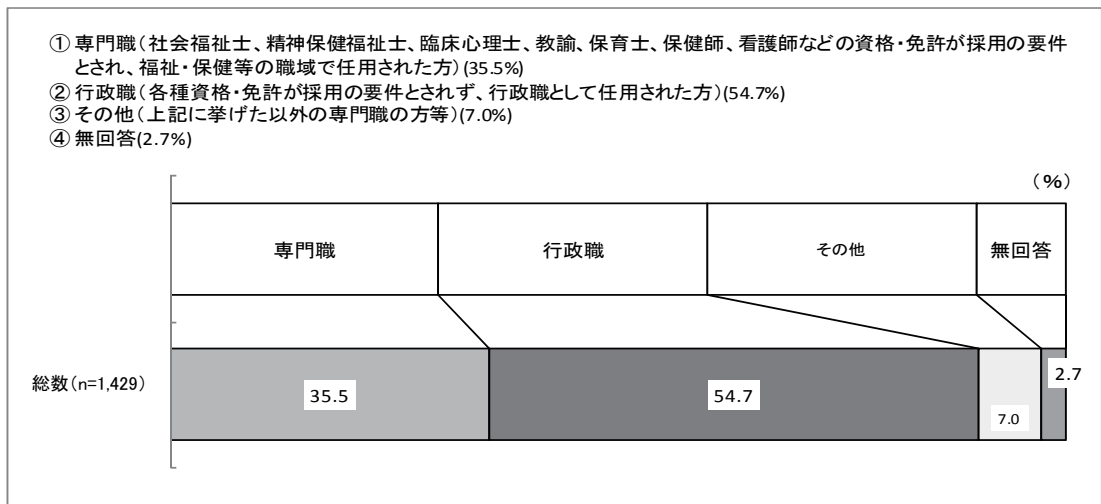
ウ 性別



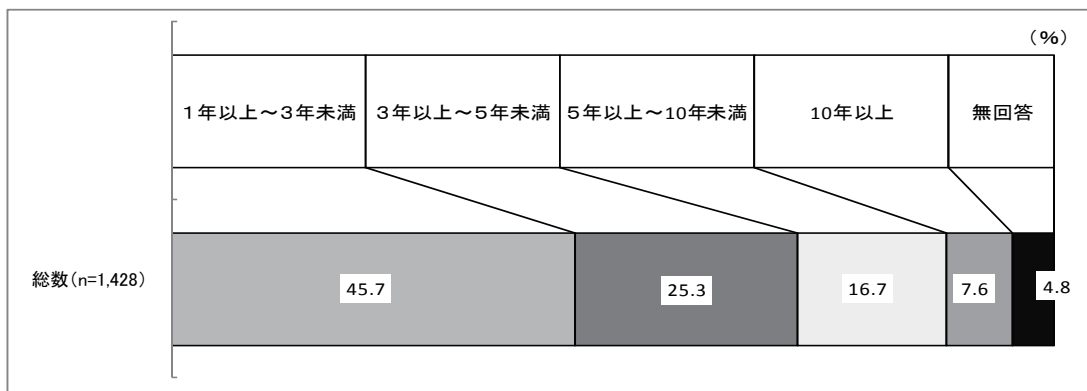
エ 職位



オ 採用職種



カ 経験年数



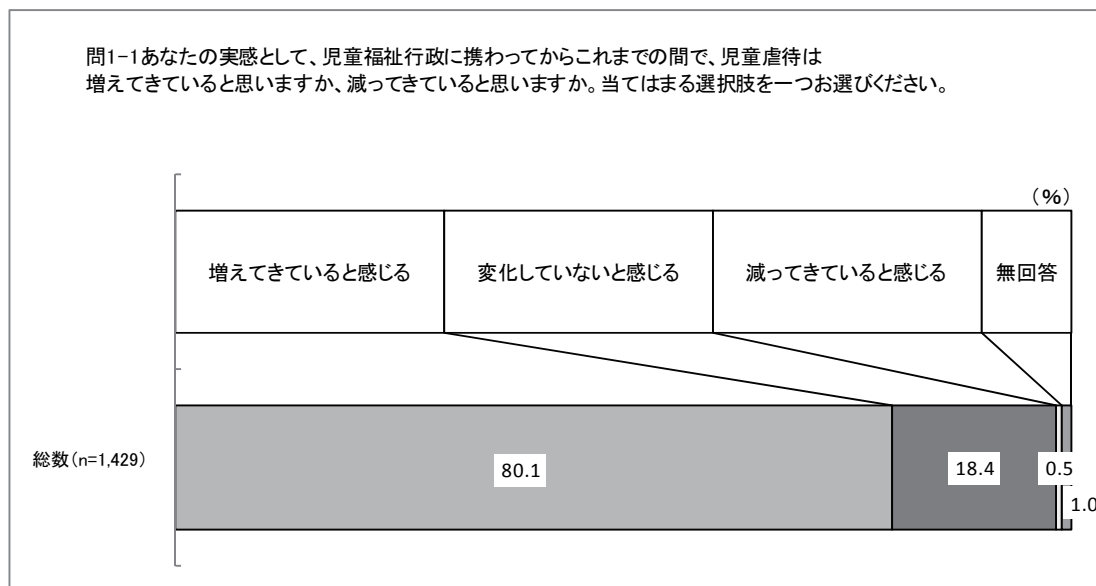
(注) 「無回答」には、「1年未満」と回答した者を含む。

(2) 単純集計結果

ア 児童虐待の発生状況

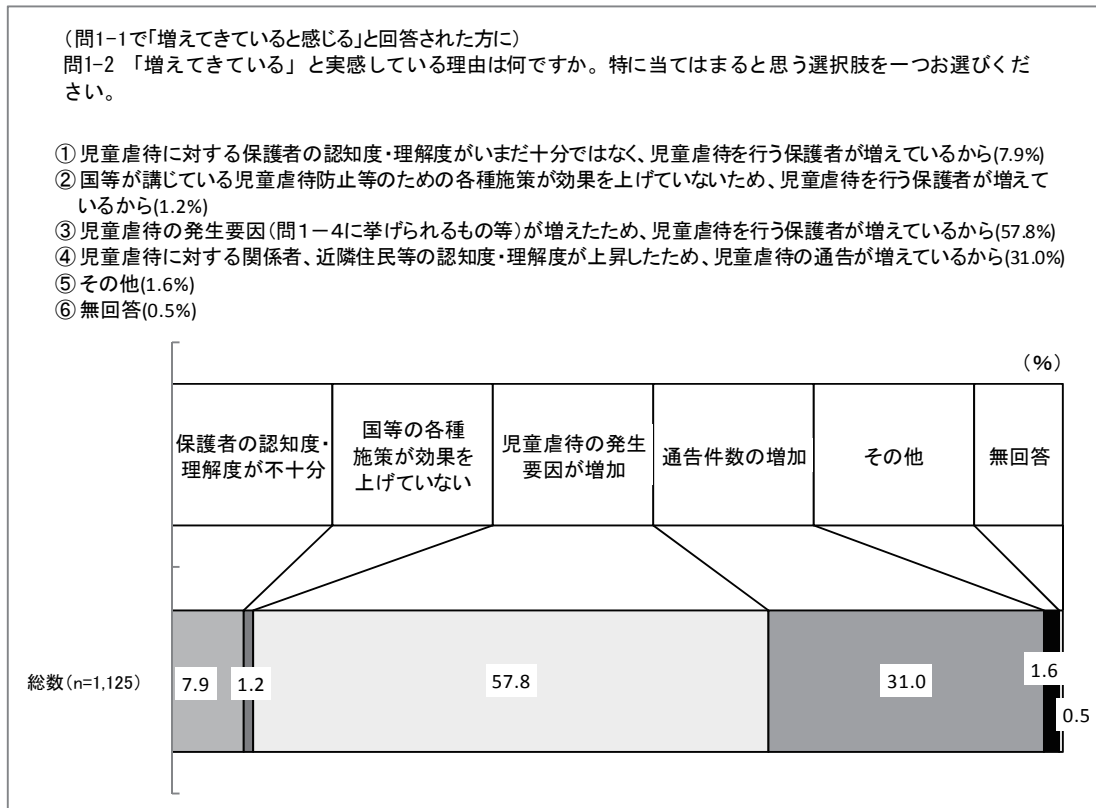
(ア) 問1-1 児童虐待の増減に関する実感

市区町村担当者に、児童虐待の増減についての実感を尋ねると、「増えてきていると感じる」が80.1%と最も多く、次いで「変化していないと感じる」が18.4%、「減ってきていると感じる」は0.5%となっている。



(イ) 問1-2 児童虐待が増加していると実感する理由

児童虐待が増えてきていると感じると回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「児童虐待の発生要因（問1-4に挙げられるもの等）が増えたため、児童虐待を行う保護者が増えているから」が57.8%と最も多く、次いで「児童虐待に対する関係者、近隣住民等の認知度・理解度が上昇したため、児童虐待の通告が増えているから」が31.0%等となっている。



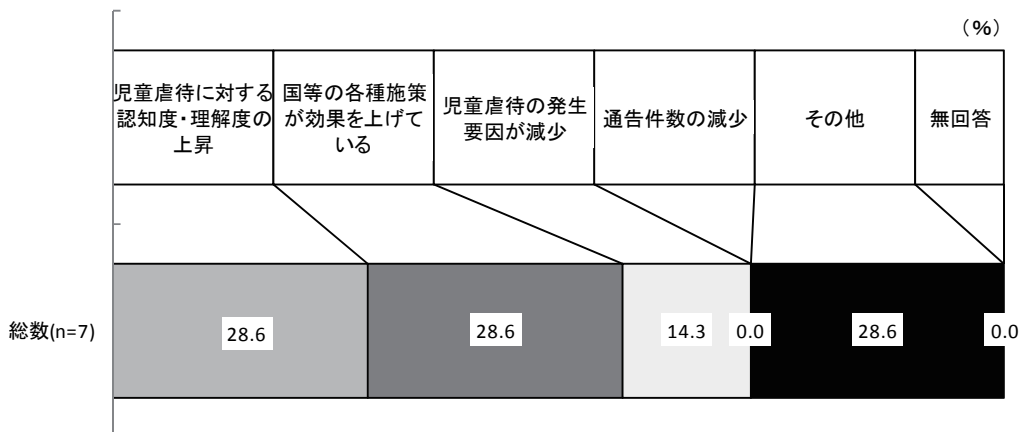
(ウ) 問1-3 児童虐待が減少していると実感する理由

児童虐待が減少していると感じると回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「児童虐待に対する認知度・理解度が上昇したため、児童虐待を行わなくなった保護者が増えているから」及び「国等が講じている児童虐待防止等のための各種施策が効果を上げたため、児童虐待を行わなくなった保護者が増えているから」がともに 28.6%、「児童虐待の発生要因（問1-4に挙げられるもの等）が減少したため、児童虐待を行わなくなった保護者が増えているから」が 14.3%等となっている。

（問1-1で「減ってきていると感じる」と回答された方に）

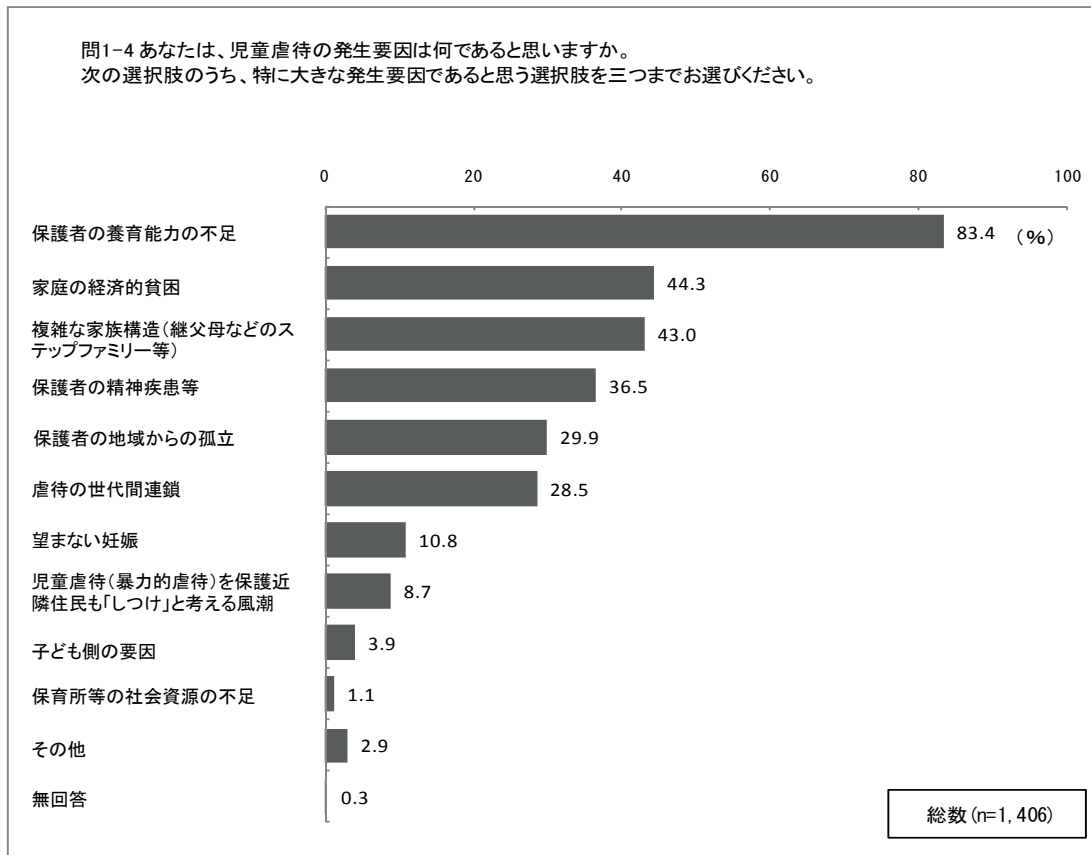
問1-3「減ってきている」と実感している理由は何ですか。特に当てはまると思う選択肢を一つお選びください。

- ① 児童虐待に対する認知度・理解度が上昇したため、児童虐待を行わなくなった保護者が増えているから(28.6%)
- ② 国等が講じている児童虐待防止等のための各種施策が効果を上げたため、児童虐待を行わなくなった保護者が増えているから(28.6%)
- ③ 児童虐待の発生要因(問1-4に挙げられるもの等)が減少したため、児童虐待を行わなくなった保護者が増えているから(14.3%)
- ④ 児童虐待に対する関係者、近隣住民等の認知度・理解度がまだ不十分であるため、児童虐待の通告も減少しているから(0.0%)
- ⑤ その他(28.6%)
- ⑥ 無回答(0.0%)



(I) 問1-4 児童虐待の発生要因（複数回答）

市区町村担当者に、児童虐待の発生要因は何であると思うか尋ねると、「保護者の養育能力の不足」が83.4%と最も多く、次いで「家庭の経済的貧困」が44.3%、「複雑な家族構造（継父母などのステップファミリー等）」が43.0%等となっている。

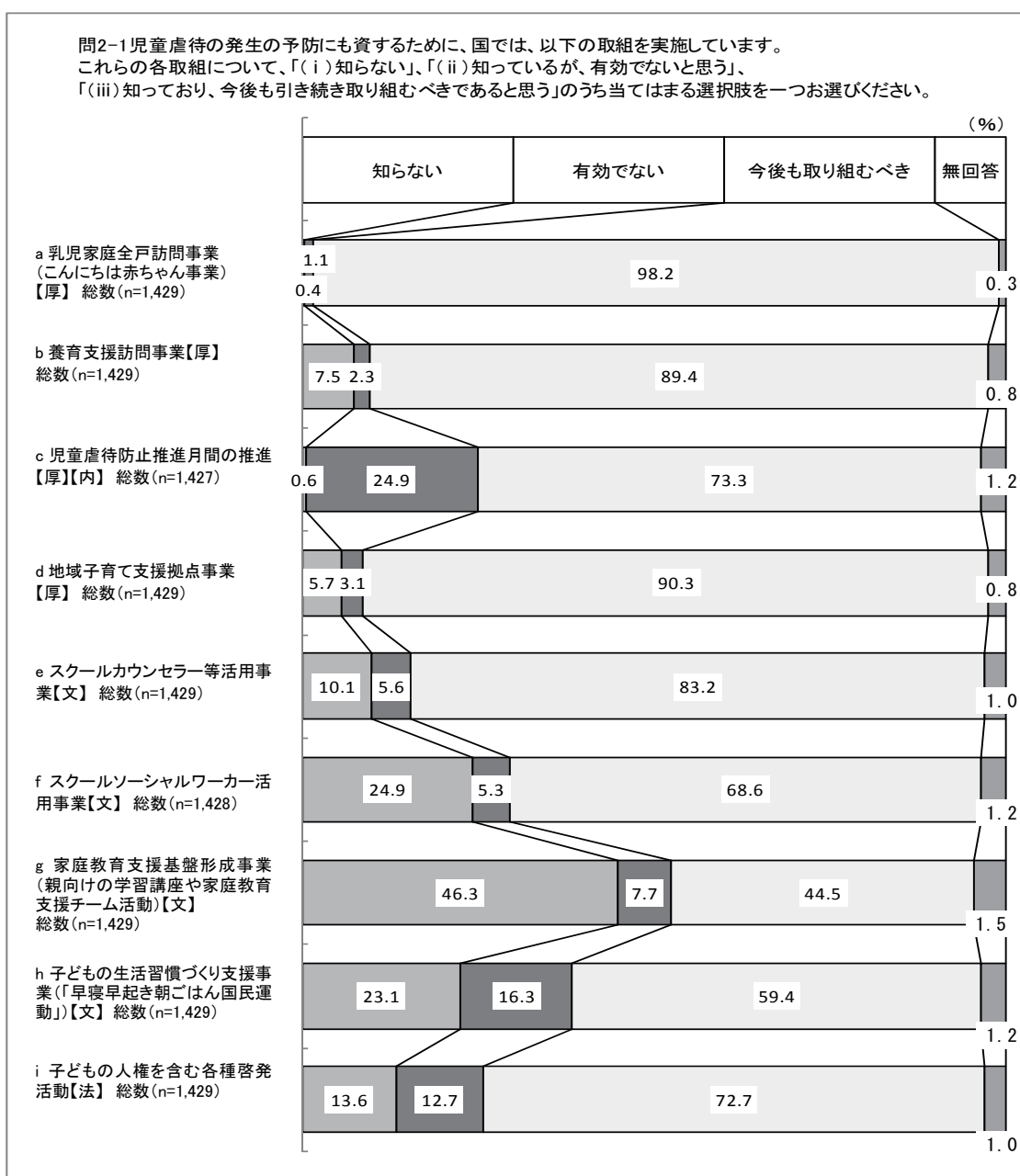


イ 児童虐待の発生予防に係る取組

(7) 問2-1 児童虐待の発生の予防にも資する国の取組の有効性

市区町村担当者に、児童虐待の発生の予防にも資するために国が行っている取組の有効性について尋ねると、「家庭教育支援基盤形成事業（親向けの学習講座や家庭教育支援チーム活動）」を除く他の取組については、「知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」が59%以上であるのに対し、「知らない」及び「知っているが、有効でないと思う」が合わせて40%未満となっている。

一方、「家庭教育支援基盤形成事業（親向けの学習講座や家庭教育支援チーム活動）」については、「知らない」及び「知っているが、有効でないと思う」が合わせて54.0%であるものの、「知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」も44.5%となっている。



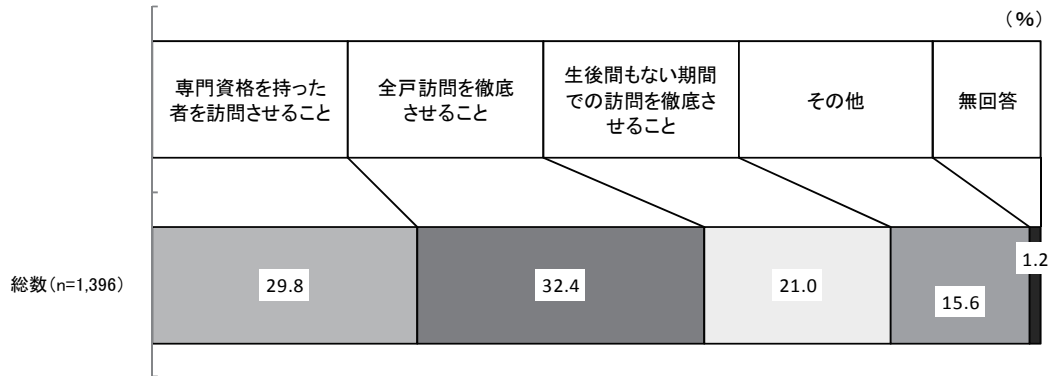
(注)【厚】は厚生労働省、【内】は内閣府、【文】は文部科学省、【法】は法務省による取組を示す。

(イ) 問2-2 乳児家庭全戸訪問事業のより効果的な実施

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）について、知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思うと回答された担当者に、同事業をより効果的に実施するためには、何に力を入れるべきと思うか尋ねると、「いまだ全戸訪問を達成できていないことから、全戸訪問を徹底させること」が32.4%と最も多く、次いで「本事業の訪問者は必ずしも専門資格を持っていないことから、保健師等専門資格を持った者を訪問させること」が29.8%等となっている。

（問2-1で「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」を「(iii) 知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」と回答された方に）
 問2-2 今後、乳児家庭全戸訪問事業をより効果的に実施するためには、何に力を入れるべきだと思いますか。当てはまる選択肢を一つお選びください。

- ① 本事業の訪問者は必ずしも専門資格を持っていないことから、保健師等専門資格を持った者を訪問させること(29.8%)
- ② いまだ全戸訪問を達成できていないことから、全戸訪問を徹底させること(32.4%)
- ③ 生後4か月までの訪問では期間が長いことから、生後2か月までなど生後間もない期間に訪問するよう徹底すること(21.0%)
- ④ その他(15.6%)
- ⑤ 無回答(1.2%)



(ウ) 問2-3 養育支援訪問事業を担当すべきと思う部署

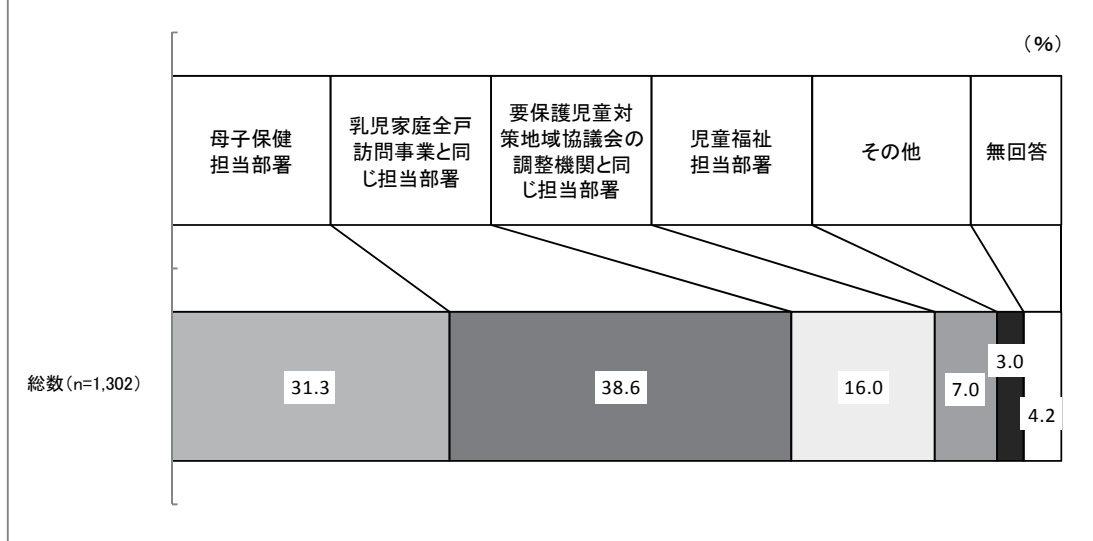
養育支援訪問事業について、知っているが、有効でないと思う又は知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思うと回答した担当者に、本事業をどの部署が担当すべきであると思うか尋ねると、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）と同じ担当部署（乳児家庭全戸訪問事業と連携して実施することが想定されているため）」が38.6%と最も多く、次いで「母子保健担当部署（新生児訪問など従来から訪問に係る取組を実施し、訪問に精通しているため）」が31.3%、「要保護児童対策地域協議会の調整機関と同じ担当部署（訪問結果次第では、要保護児童対策地域協議会を開催する必要があるため）」が16.0%等となっている。

（問2-1で「養育支援訪問事業」を「(ii)知っているが、有効でないと思う」又は「(iii)知っており、今後も引き続き取り組むべきであると思う」と回答された方に）

問2-3本事業は、児童福祉法に位置付けられ、市区町村には実施の努力義務が課せられているところですが、実施する担当部署（母子保健担当、児童福祉担当等）は市区町村によって異なります。

あなたは、本事業をどの部署が担当すべきであると思いますか。当てはまる選択肢を一つお選びください。

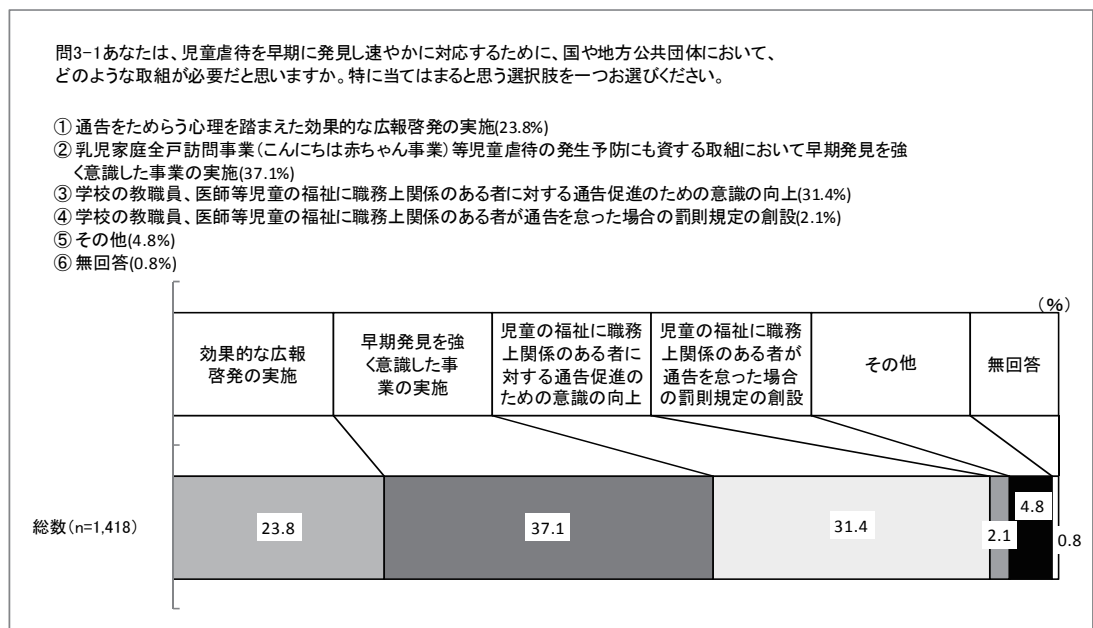
- ① 母子保健担当部署（新生児訪問など従来から訪問に係る取組を実施し、訪問に精通しているため）(31.3%)
- ② 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）と同じ担当部署（乳児家庭全戸訪問事業と連携して実施することが想定されているため）(38.6%)
- ③ 要保護児童対策地域協議会の調整機関と同じ担当部署（訪問結果次第では、要保護児童対策地域協議会を開催する必要があるため）(16.0%)
- ④ 児童福祉担当部署（児童虐待のケース対応に精通しているため）(7.0%)
- ⑤ その他(3.0%)
- ⑥ 無回答(4.2%)



ウ 児童虐待の早期発見等のための取組

問3-1 国等に求められる早期発見等のための取組

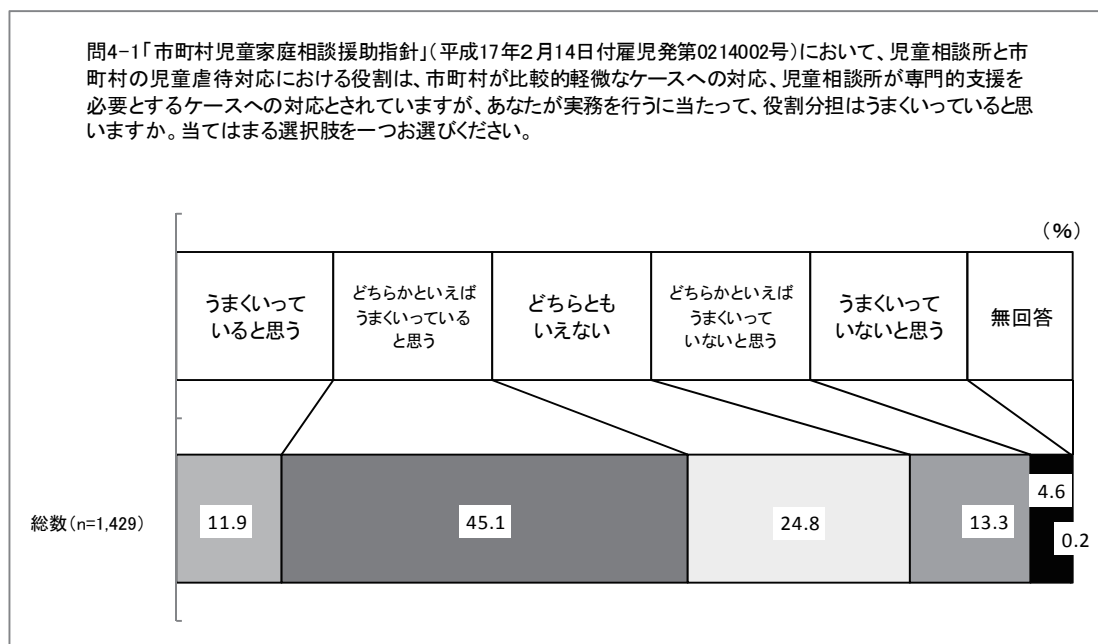
市区町村担当者に、国や地方公共団体において、児童虐待を早期に発見し速やかに対応するために必要な取組について尋ねると、「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等児童虐待の発生予防にも資する取組において早期発見を強く意識した事業の実施」が37.1%と最も多く、次いで「学校の教職員、医師等児童の福祉に職務上関係のある者に対する通告促進のための意識の向上」が31.4%、「通告をためらう心理を踏まえた効果的な広報啓発の実施」が23.8%等となっている。



エ 早期対応から保護・支援までの一連の取組

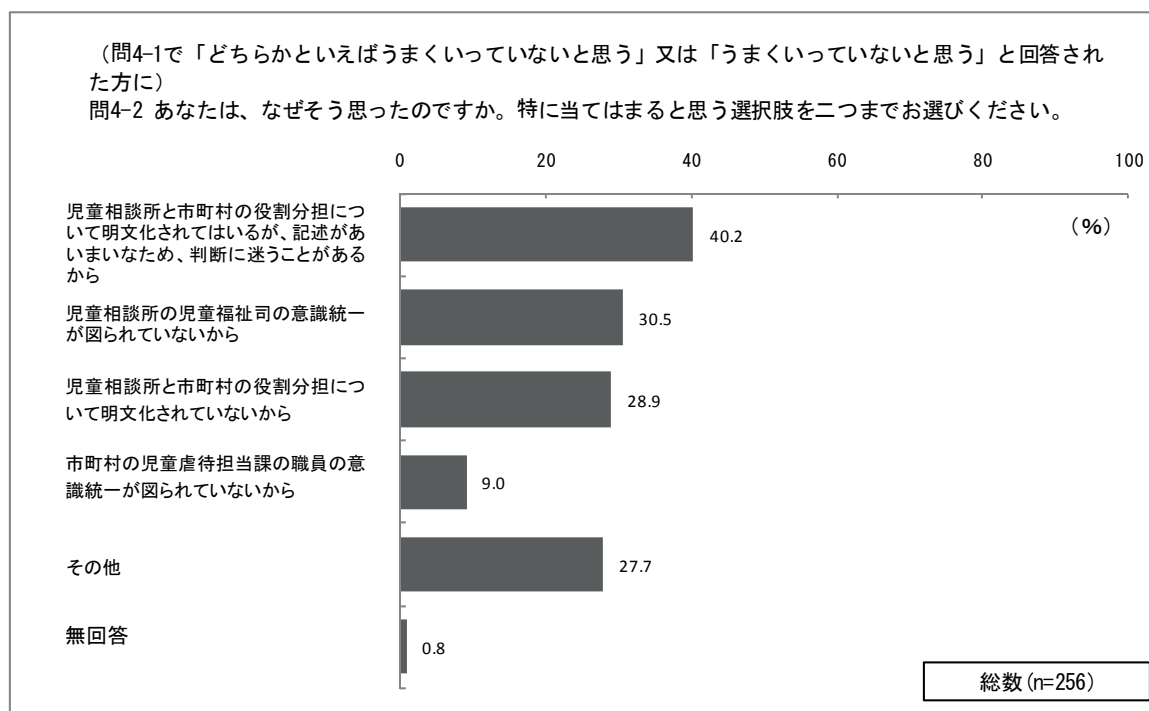
(7) 問4-1 児童相談所と市町村の児童虐待対応における役割分担

市町村担当者に、実務を行うに当たって、児童相談所と市町村の児童虐待対応における役割分担はうまくいっていると思うか尋ねると、「うまくいっていると思う」及び「どちらかといえばうまくいっていると思う」が合わせて57.0%であるのに対し、「どちらともいえない」が24.8%、「うまくいっていないと思う」及び「どちらかといえばうまくいっていないと思う」が合わせて17.9%となっている。



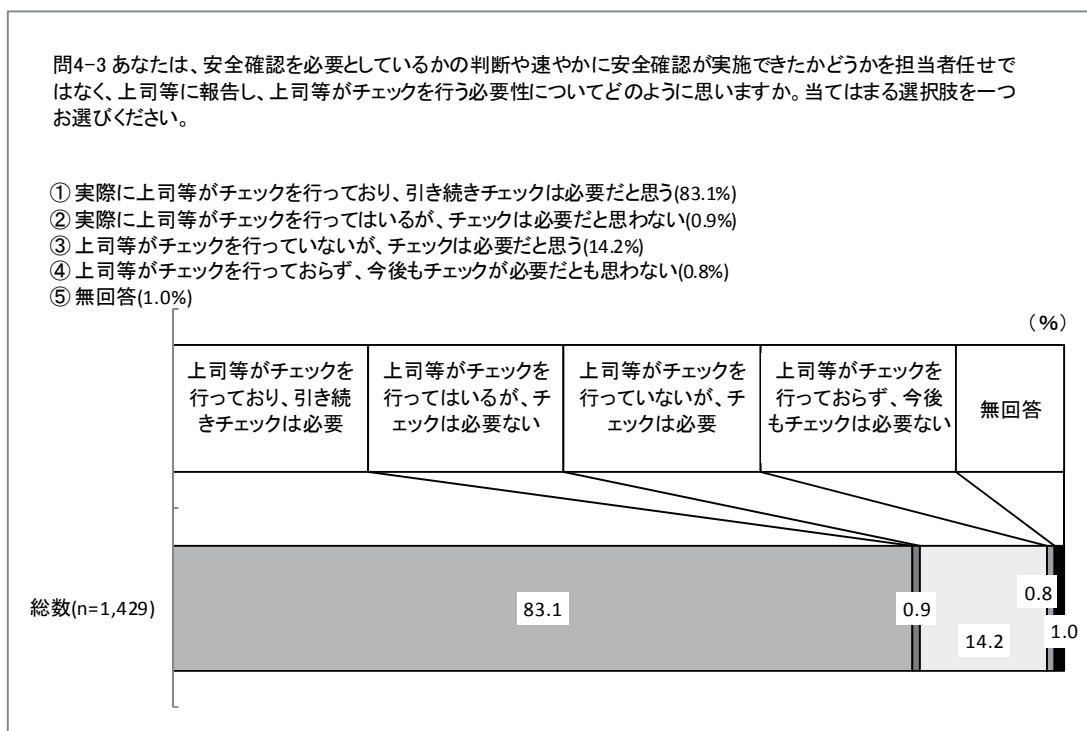
(イ) 問4-2 役割分担がうまくいっていない理由（複数回答）

児童相談所と市町村の児童虐待対応における役割分担について、うまくいっていないと思う又はどちらかといえはうまくいっていないと思うと回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「児童相談所と市町村の役割分担について明文化されてはいるが、記述があいまいなため、判断に迷うことがあるから」が40.2%と最も多く、次いで「児童相談所の児童福祉司の意識統一が図られていないから」が30.5%、「児童相談所と市町村の役割分担について明文化されていないから」が28.9%等となっている。



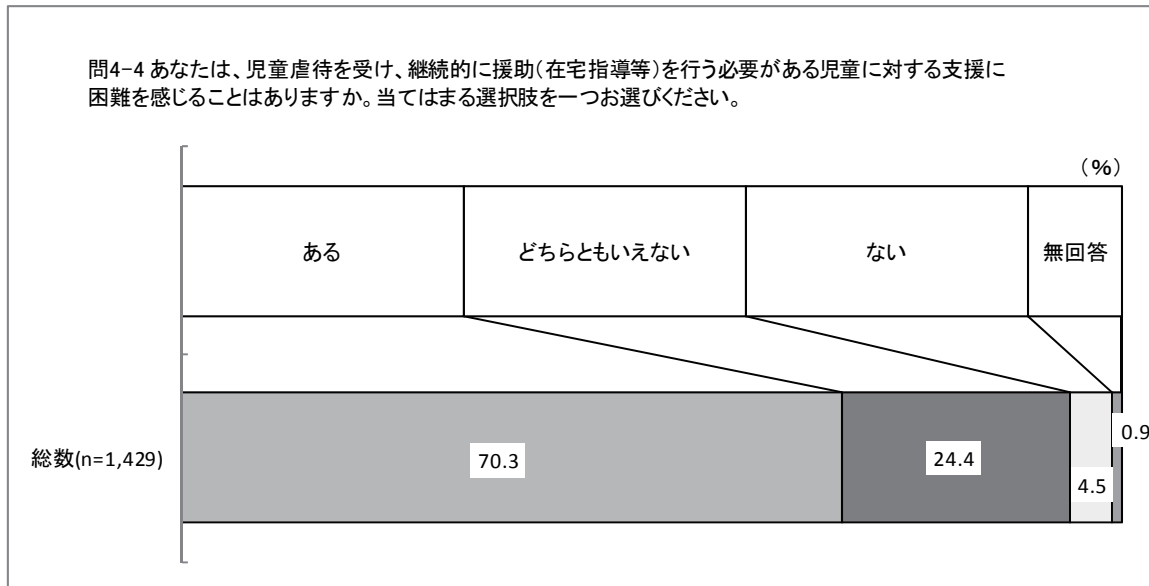
(ウ) 問4-3 安全確認等を行う際の上司等によるチェックの必要性

市区町村担当者に、安全確認の必要性の判断や安全確認の実施に際し、上司等がチェックを行う必要性についてどのように思うか尋ねると、「実際に上司等がチェックを行っており、引き続きチェックは必要だと思う」が83.1%と最も多く、次いで「上司等がチェックを行っていないが、チェックは必要だと思う」が14.2%となっており、上司等のチェックが必要であるとする回答が全体の97.3%となっている。



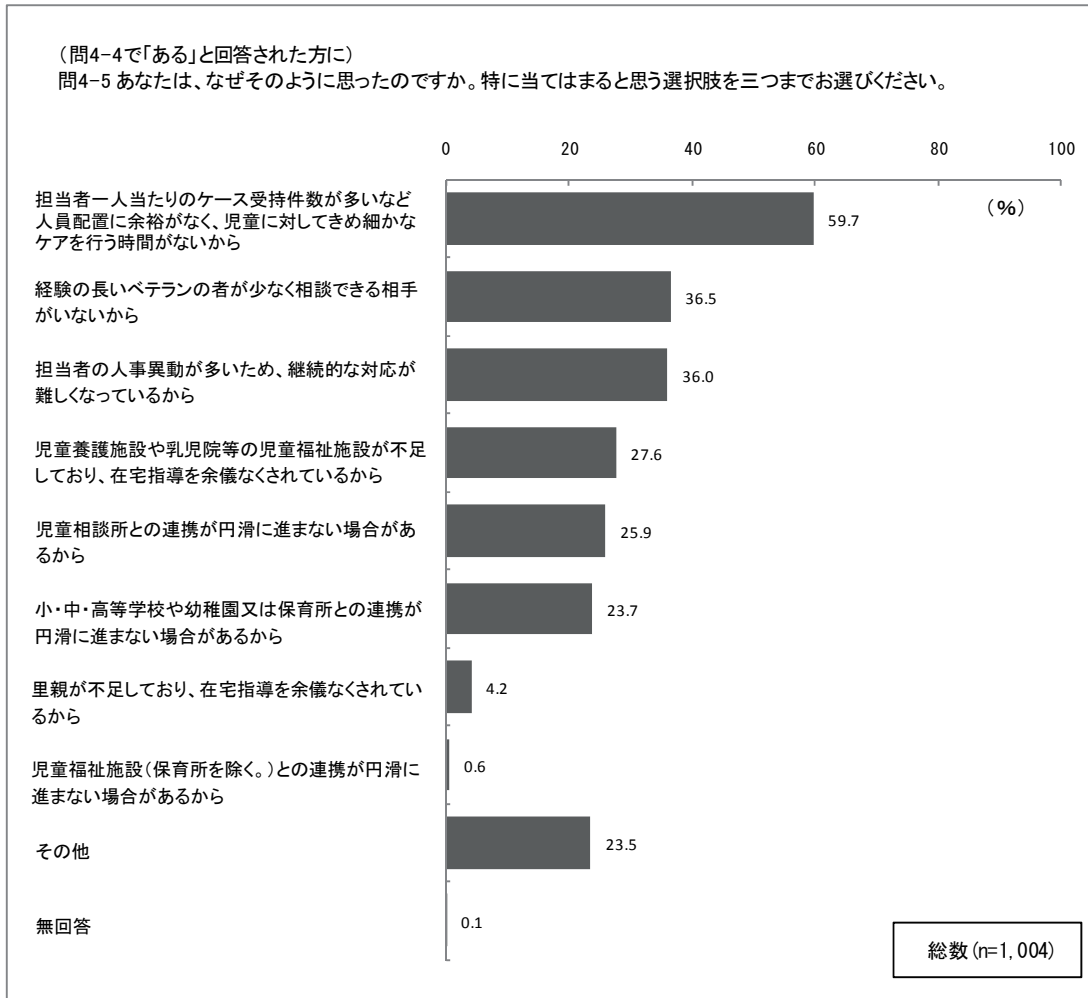
(I) 問4-4 児童支援の際の困難の有無

市区町村担当者に、継続的に援助（在宅指導等）を行う必要がある児童に対する支援に困難を感じることはあるか尋ねると、「ある」が70.3%であるのに対し、「どちらともいえない」が24.4%、「ない」は4.5%となっている。



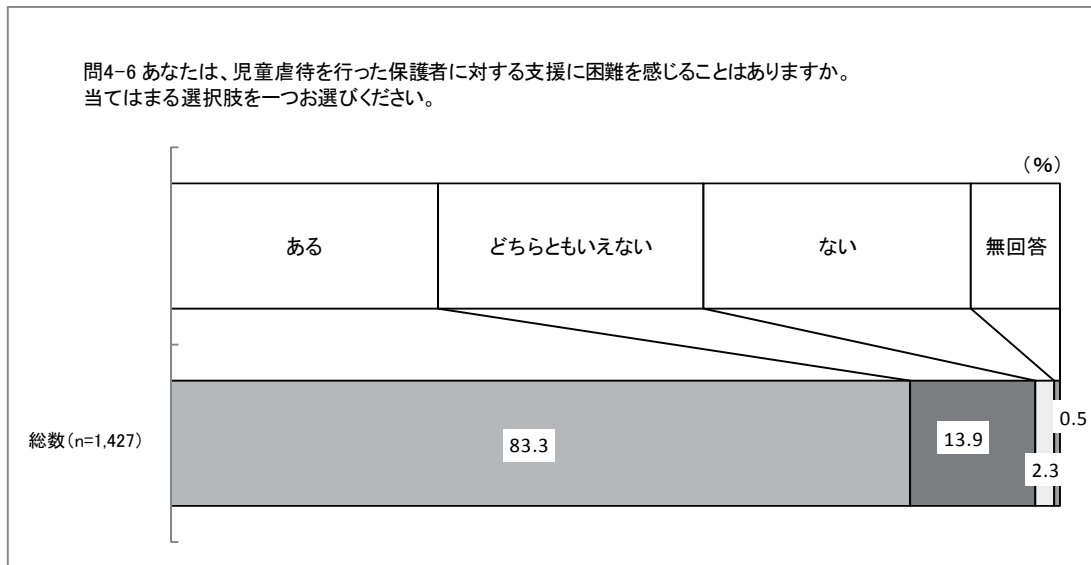
(オ) 問4-5 児童への支援が困難な理由（複数回答）

継続的に援助（在宅指導等）を行う必要がある児童に対する支援について、困難を感じることはあると回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「担当者一人当たりのケース受持件数が多いなど人員配置に余裕がなく、児童に対してきめ細かなケアを行う時間がないから」が59.7%と最も多く、次いで「経験の長いベテランの者が少なく相談できる相手がいないから」が36.5%、「担当者の人事異動が多いため、継続的な対応が難しくなっているから」が36.0%等となっている。



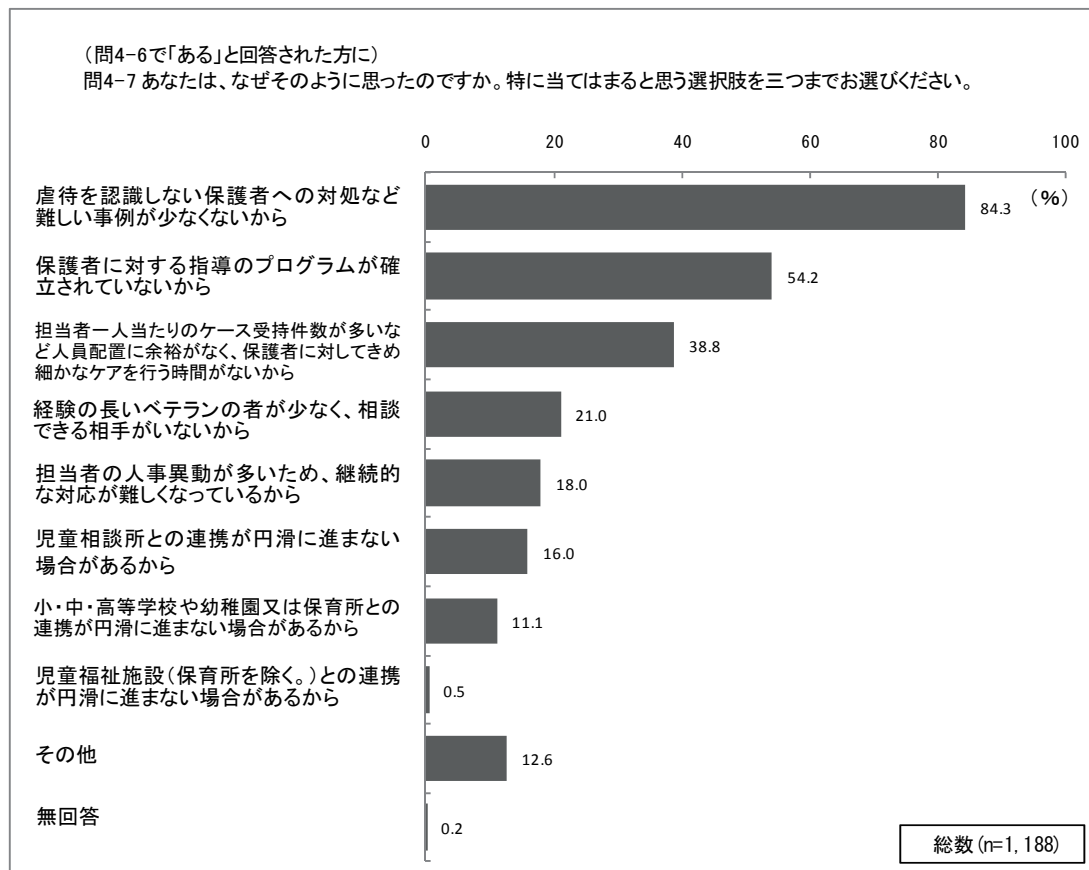
(カ) 問4-6 児童虐待を行った保護者へ支援を行う際の困難の有無

市区町村担当者に、児童虐待を行った保護者に対する支援に困難を感じるかどうか尋ねると、「ある」が83.3%であるのに対し、「どちらともいえない」が13.9%、「ない」は2.3%となっている。



(キ) 問4-7 児童虐待を行った保護者への支援が困難な理由（複数回答）

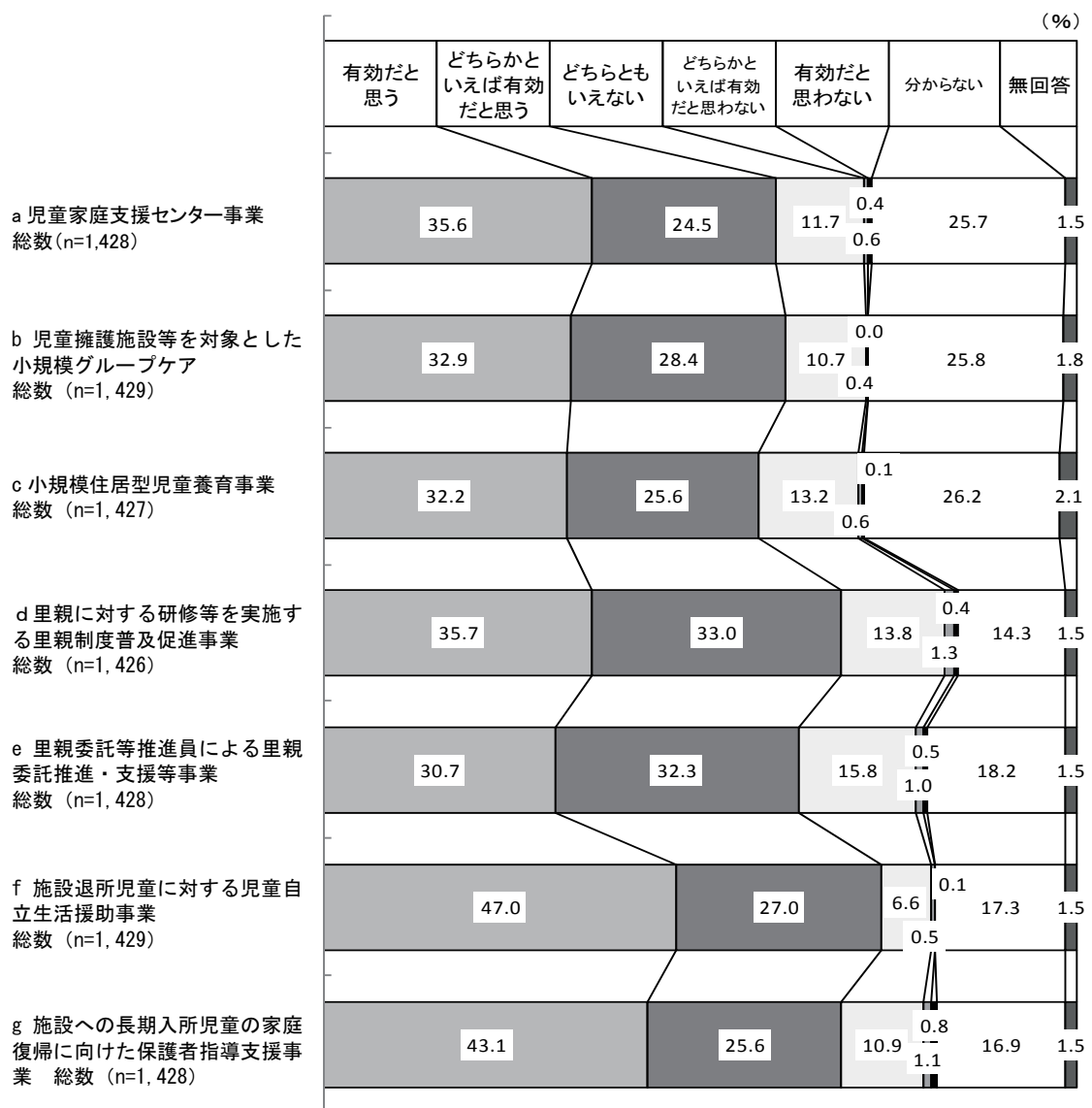
児童虐待を行った保護者に対する支援に困難を感じることはあると回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「虐待を認識しない保護者への対処など難しい事例が少なくないから」が84.3%と最も多く、次いで「保護者に対する指導のプログラムが確立されていないから」が54.2%、「担当者一人当たりのケース受持件数が多いなど人員配置に余裕がなく、保護者に対してきめ細かなケアを行う時間がないから」が38.8%等となっている。



(ク) 問4-8 被虐待児童等に対する支援に係る各種事業の有効性

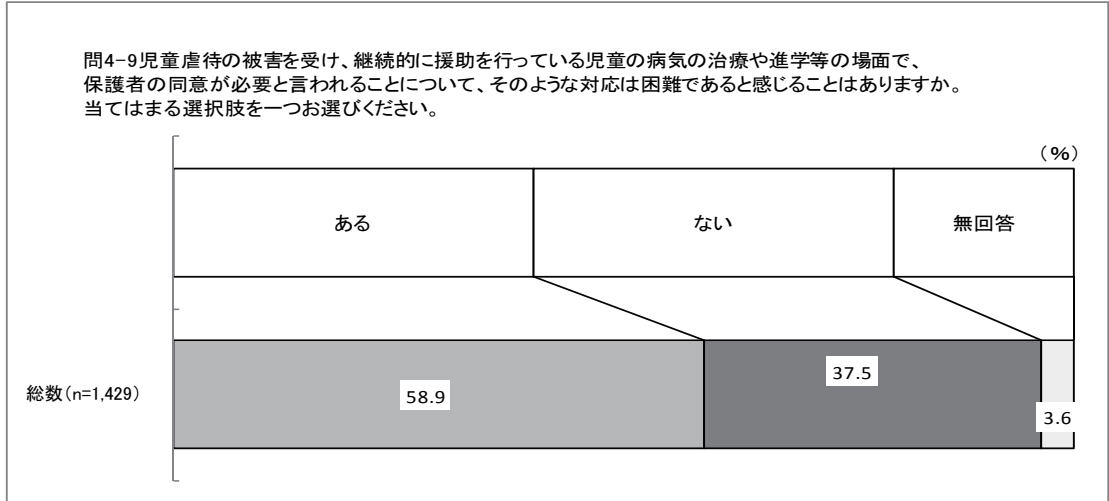
市区町村担当者に、厚生労働省が実施している児童虐待の被害児童及びその保護者を支援するための各種の事業が、被害児童のケアや家族の再統合に有効であると思うか尋ねると、いずれの事業についても、「有効だと思う」及び「どちらかといえば有効だと思う」が合わせて57%以上であるのに対し、「有効だと思わない」及び「どちらかといえば有効だと思わない」は合わせて2%未満等となっている。

問4-8 厚生労働省では、児童虐待の被害児童及びその保護者を支援するための各種の事業を実施していますが、これらの事業は被害児童のケアや家族の再統合に有効であると思いますか。事業ごとに当てはまる選択肢を一つお選びください。



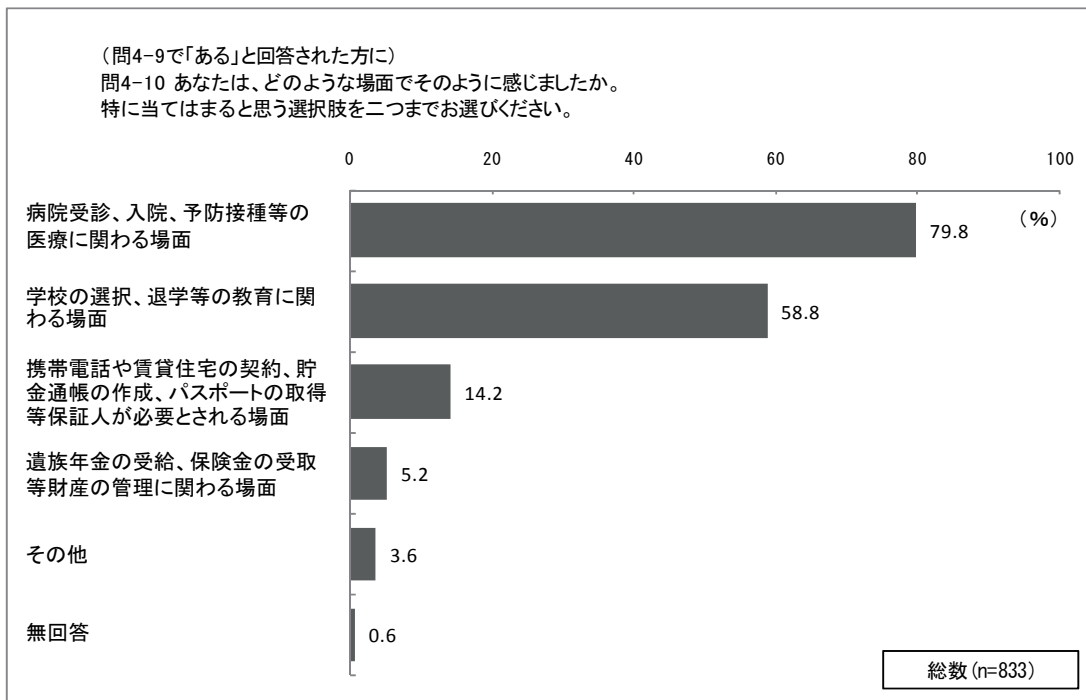
(ケ) 問4-9 保護者の同意を得ることへの困難の有無

市区町村担当者に、児童虐待の被害を受け、継続的に援助を行っている児童の病気の治療や進学等の場面で、保護者の同意が必要と言われることについて、そのような対応は困難であると感じることはあるか尋ねると、「ある」が58.9%、「ない」は37.5%となっている。



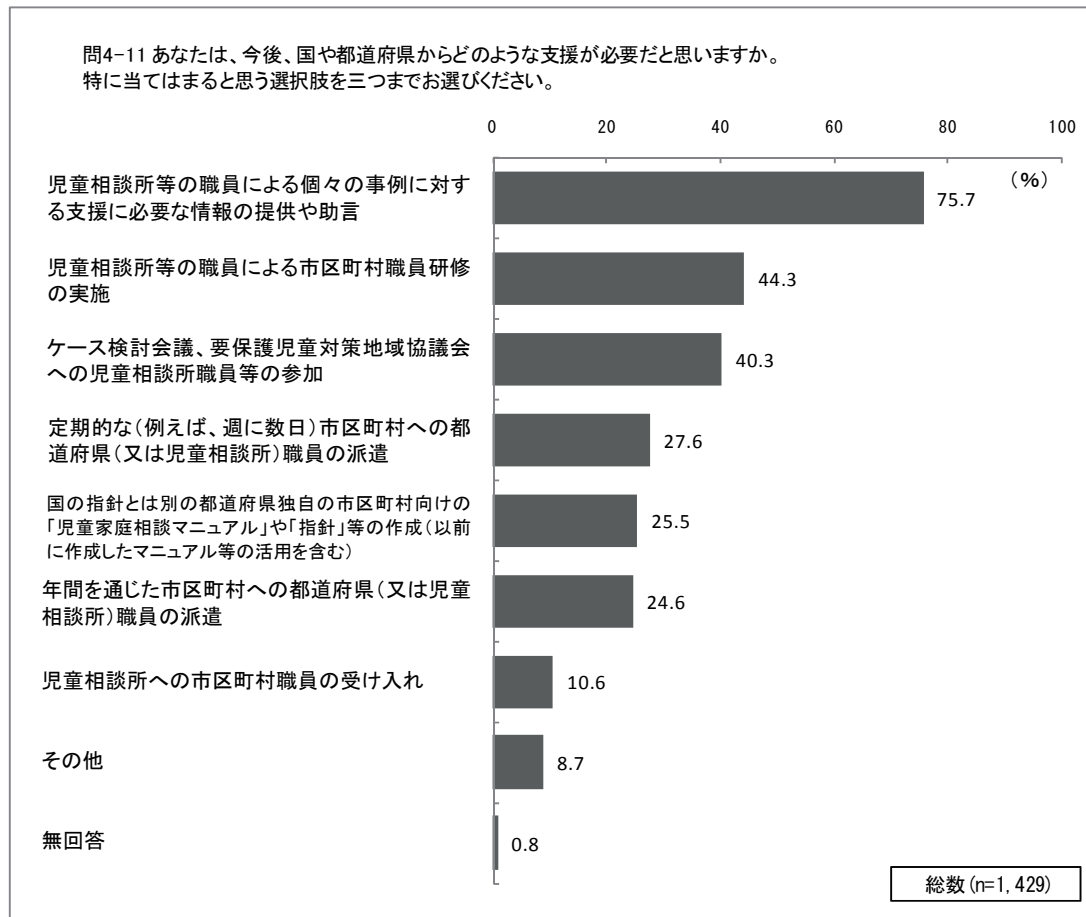
(コ) 問4-10 保護者の同意を得ることが困難であると感じた場面（複数回答）

施設に入所している児童の病気の治療や進学等の場面で、保護者の同意が必要と言われることについて、そのような対応は困難であると感じることがあると回答した担当者に、どのような場面でそのように感じたか尋ねると、「病院受診、入院、予防接種等の医療に関わる場面」が79.8%と最も多く、次いで「学校を選択、退学等の教育に関わる場面」が58.8%、「携帯電話や賃貸住宅の契約、貯金通帳の作成、パスポートの取得等保証人が必要とされる場面」が14.2%等となっている。



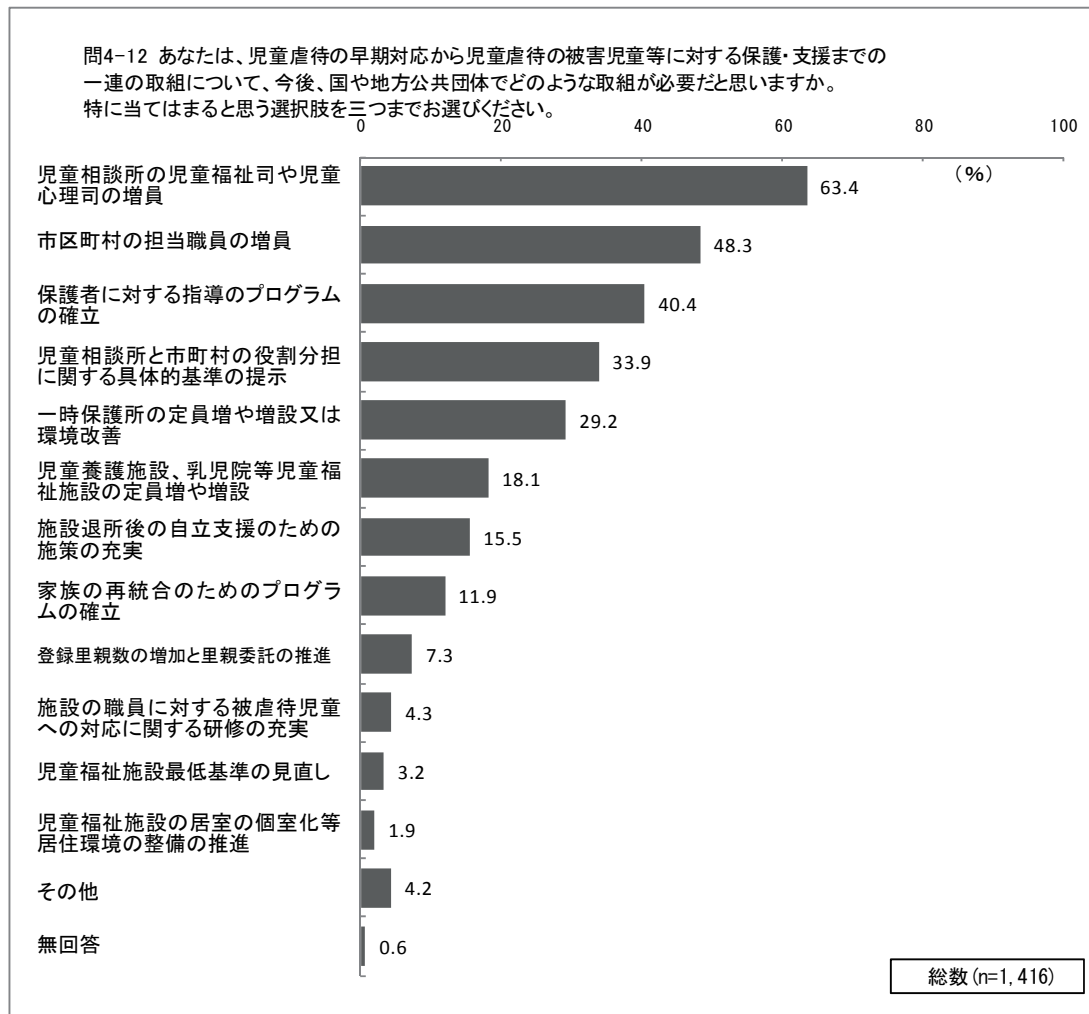
(ケ) 問4-11 国等に求める今後の支援（複数回答）

市区町村担当者に、今後、国や都道府県からどのような支援が必要だと思いか尋ねると、「児童相談所等の職員による個々の事例に対する支援に必要な情報の提供や助言」が75.7%と最も多く、次いで「児童相談所等の職員による市区町村職員研修の実施」が44.3%、「ケース検討会議、要保護児童対策地域協議会への児童相談所職員等の参加」が40.3%等となっている。



(シ) 問4-12 国等に求められる今後の取組について（複数回答）

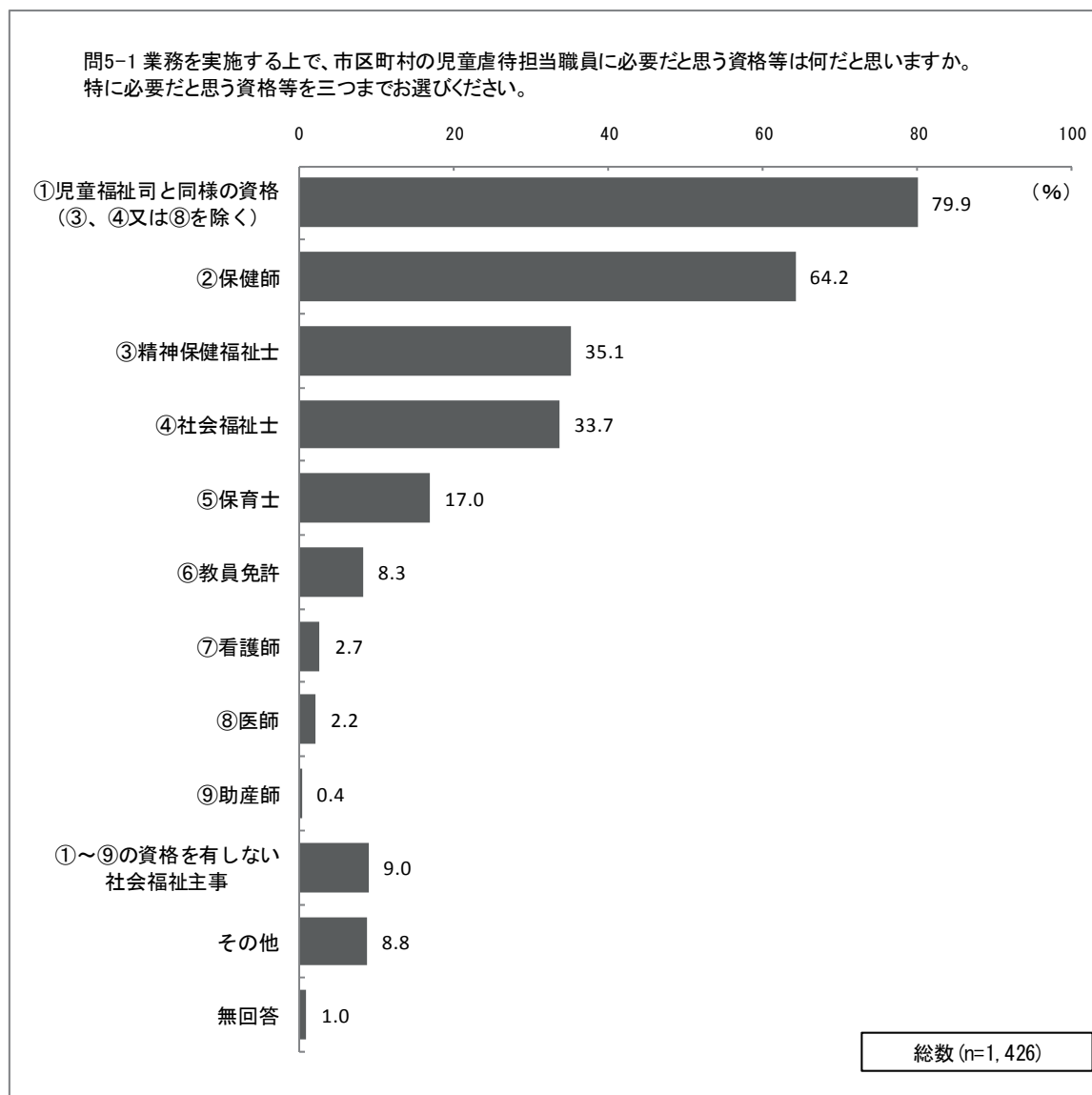
市区町村担当者に、児童虐待の早期対応から保護・支援までの一連の取組について、今後、国や地方公共団体でどのような取組が必要だと思いか尋ねると、「児童相談所の児童福祉司や児童心理司の増員」が63.4%と最も多く、次いで「市区町村の担当職員の増員」が48.3%、「保護者に対する指導のプログラムの確立」が40.4%等となっている。



オ 業務を実施する上で必要とされる経験年数等

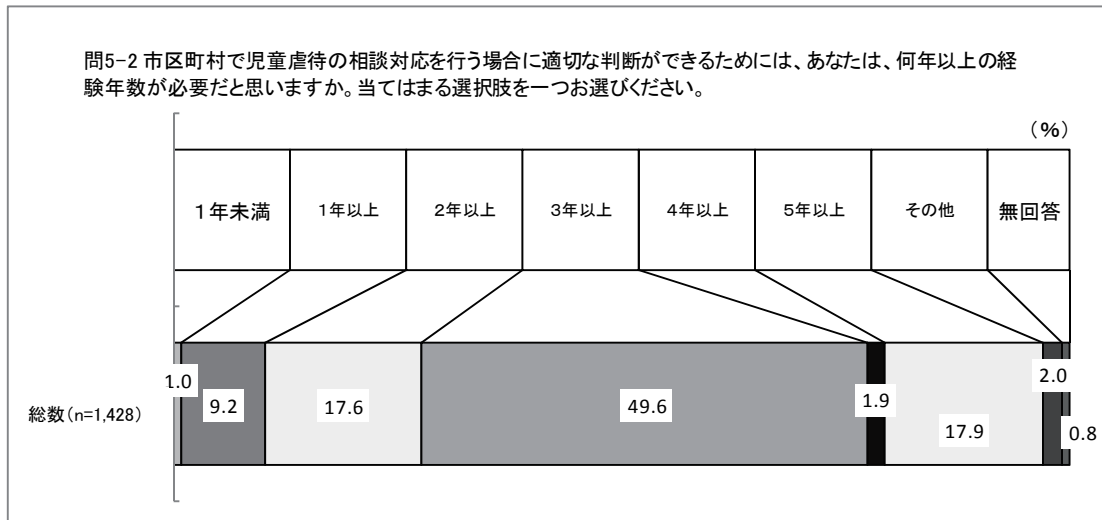
(7) 問5-1 市区町村の児童虐待担当職員に必要な資格等（複数回答）

市区町村担当者に、業務を実施する上で、市区町村の児童虐待担当職員に必要な資格等は何だと思うか尋ねると、「児童福祉司と同様の資格（医師、社会福祉士又は精神保健福祉士に該当する者を除く）」が79.9%と最も多く、次いで「保健師」が64.2%、「精神保健福祉士」が35.1%、「社会福祉士」が33.7%等となっている。



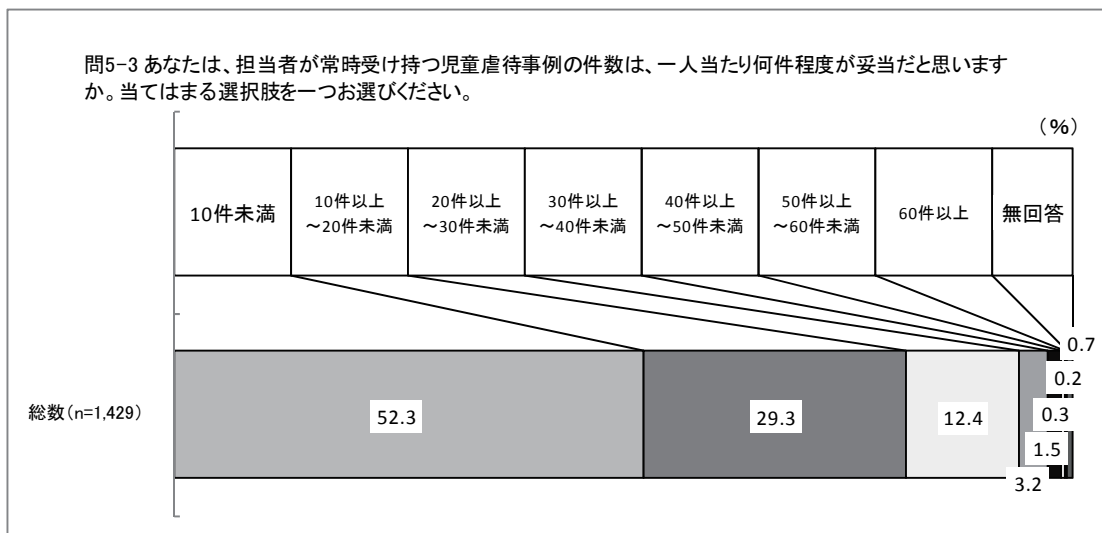
(イ) 問5-2 適切な判断をするために必要な経験年数

市区町村担当者に、児童虐待の相談対応を行う場合に適切な判断ができるためには何年以上の経験年数が必要だと思いか尋ねると、「3年以上」が49.6%で最も多く、次いで「5年以上」が17.9%、「2年以上」が17.6%等となっている。



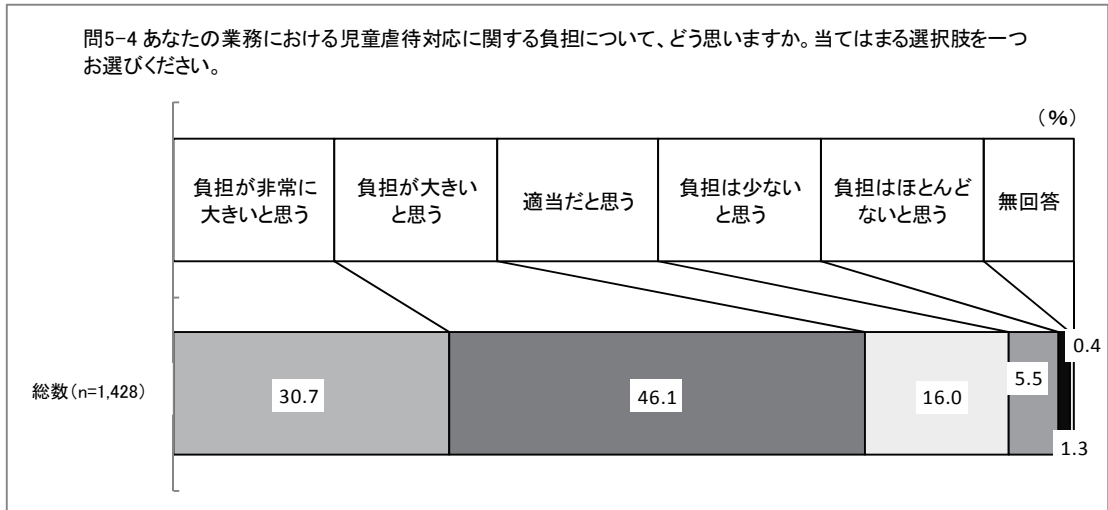
(ウ) 問5-3 担当者一人当たりの児童虐待事例の妥当な受持件数

市区町村担当者に、担当者が常時受け持つ児童虐待事例の件数は、一人当たり何件程度が妥当だと思いか尋ねると、「10件未満」が52.3%と最も多く、次いで「10件以上～20件未満」が29.3%、「20件以上～30件未満」が12.4%等となっている。



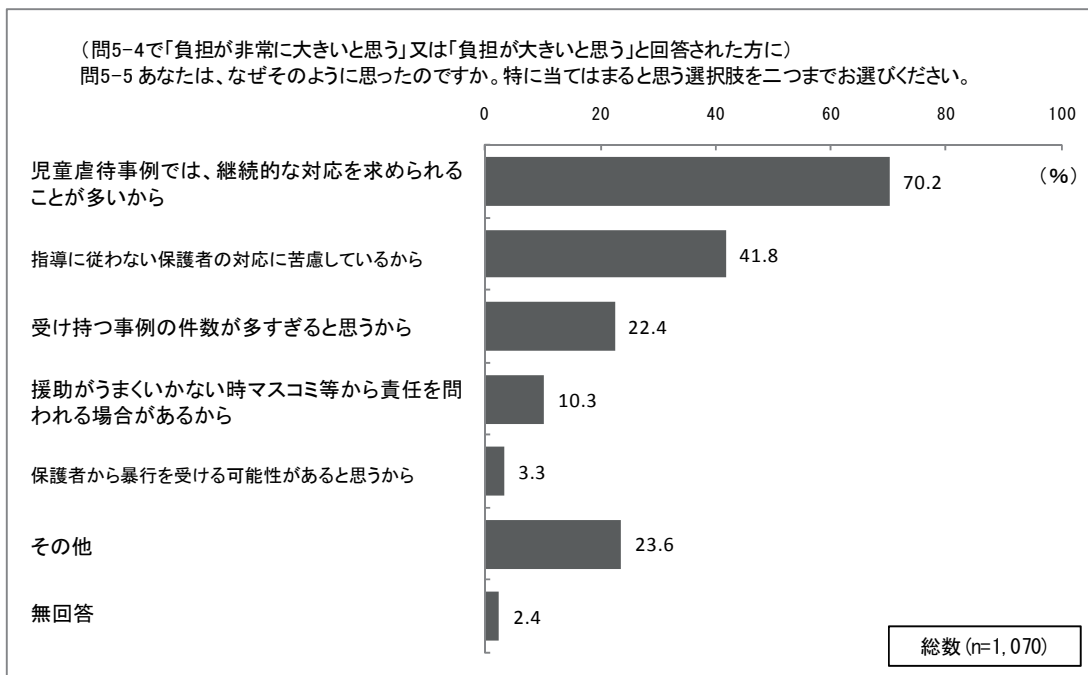
(I) 問5-4 業務における児童虐待対応に関する負担感

市区町村担当者に、業務における児童虐待対応に関する負担についてどう思うか尋ねると、「負担が非常に大きいと思う」及び「負担が大きいと思う」が合わせて76.8%であるのに対し、「適当だと思う」が16.0%、「負担はほとんどないと思う」及び「負担が少ないと思う」は合わせて6.8%となっている。



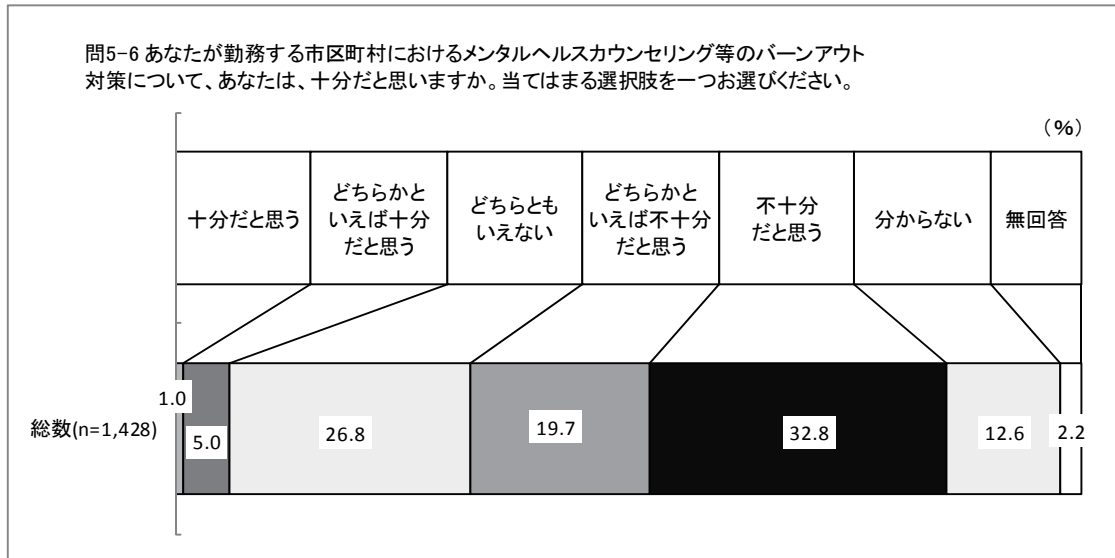
(II) 問5-5 児童虐待対応業務の負担が大きいと思う理由（複数回答）

業務における児童虐待対応に関する負担について、負担が非常に大きいと思う又は負担が大きいと思うと回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「児童虐待事例では、継続的な対応を求められることが多いから」が70.2%と最も多く、次いで「指導に従わない保護者の対応に苦慮しているから」が41.8%、「受け持つ事例の件数が多すぎると思うから」が22.4%等となっている。



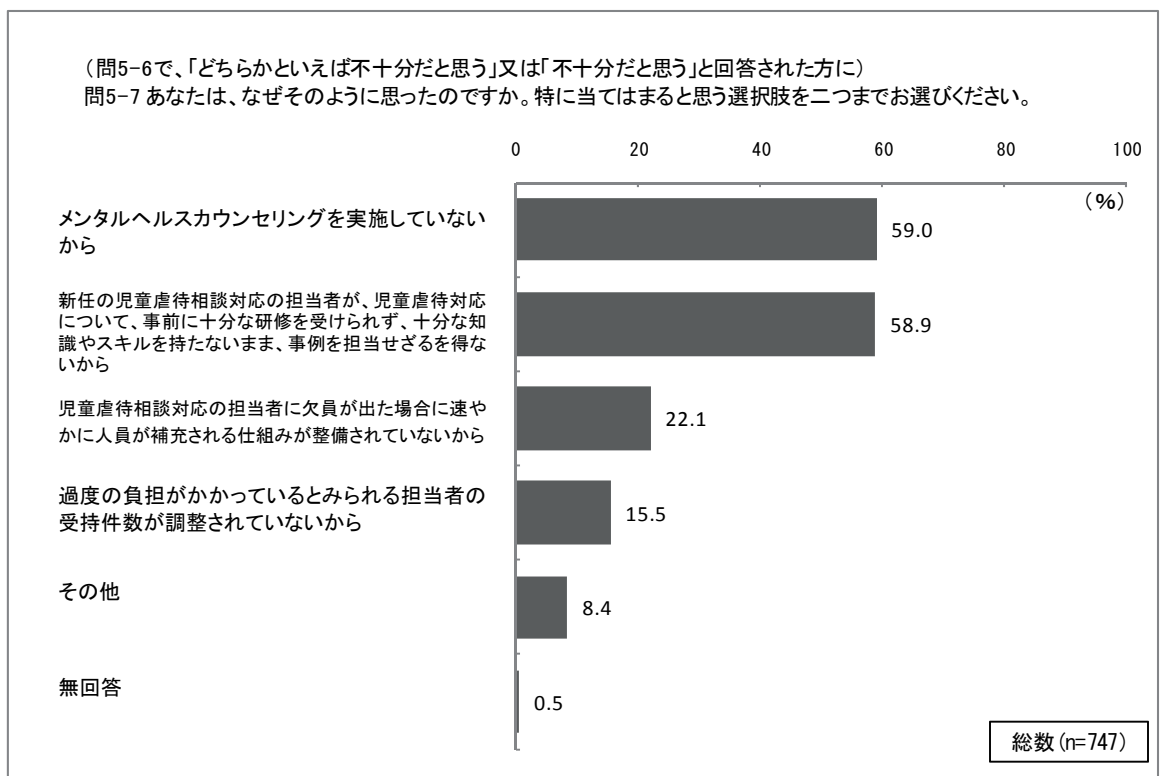
(カ) 問5-6 バーンアウト対策の充実度

市区町村担当者に、メンタルヘルスカウンセリング等のバーンアウト対策は十分だと思うか尋ねると、「不十分だと思う」及び「どちらかといえば不十分だと思う」が合わせて52.5%であるのに対し、「どちらともいえない」が26.8%、「十分だと思う」及び「どちらかといえば十分だと思う」は合わせて6.0%等となっている。



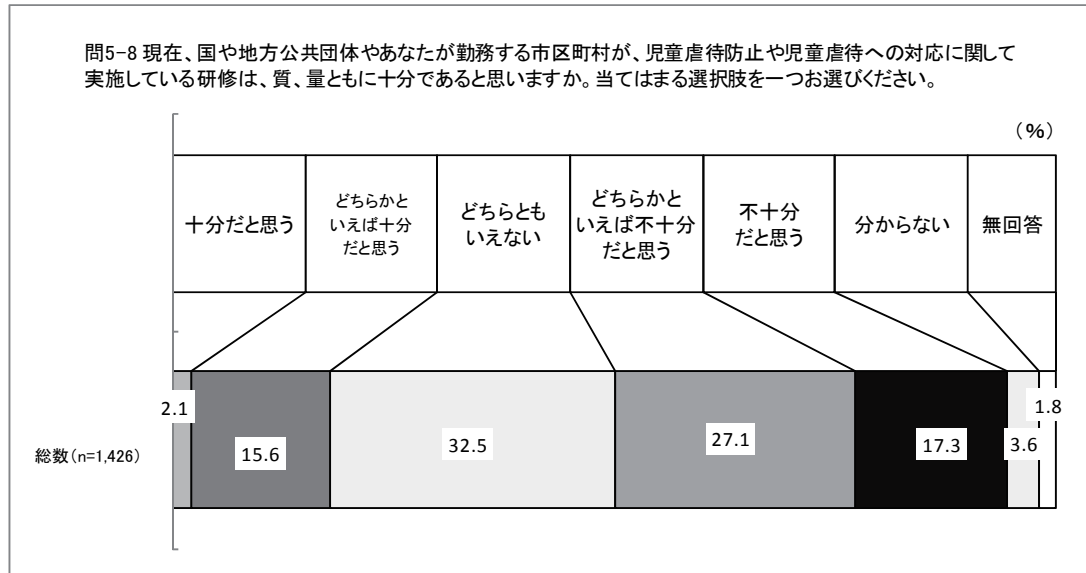
(キ) 問5-7 バーンアウト対策が不十分な理由（複数回答）

メンタルヘルスカウンセリング等のバーンアウト対策について、不十分だと思う又はどちらかといえば不十分だと思うと回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「メンタルヘルスカウンセリングを実施していないから」が59.0%と最も多く、次いで「新任の児童虐待相談対応の担当者が児童虐待対応について、事前に十分な研修を受けられず、十分な知識やスキルを持たないまま、事例を担当せざるを得ないから」が58.9%、「児童虐待相談対応の担当者に欠員が出た場合に速やかに人員が補充される仕組みが整備されていないから」が22.1%等となっている。



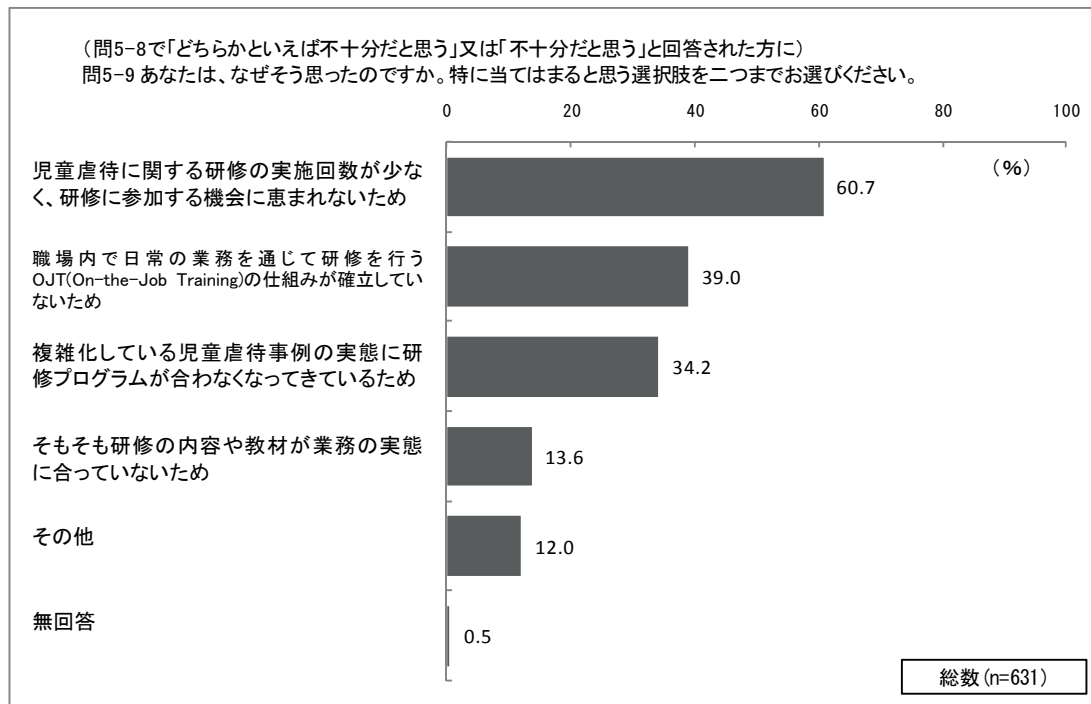
(7) 問5-8 児童虐待対応に関する研修の充実度

市区町村担当者に、国や地方公共団体や勤務する市区町村が、児童虐待防止や児童虐待への対応に関して実施している研修は、質、量ともに十分であると思うか尋ねると、「不十分だと思う」及び「どちらかといえば不十分だと思う」が合わせて44.4%であるのに対し、「どちらともいえない」が32.5%、「十分だと思う」及び「どちらかといえば十分だと思う」が合わせて17.7%等となっている。



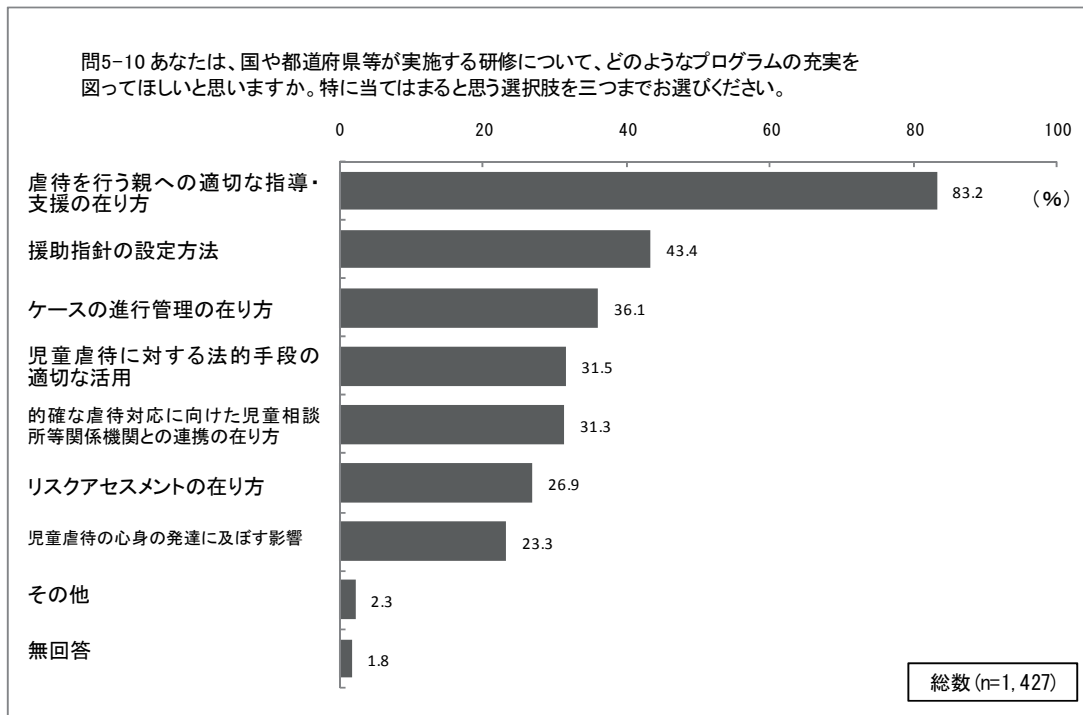
(ケ) 問5-9 研修が不十分だと思う理由（複数回答）

児童虐待対応に関する研修について、不十分だと思う又はどちらかといえば不十分だと思うと回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「児童虐待に関する研修の実施回数が少なく、研修に参加する機会に恵まれないため」が60.7%と最も多く、次いで「職場内で日常の業務を通じて研修を行う OJT（On-the-Job Training）の仕組みが確立していないため」が39.0%、「複雑化している児童虐待事例の実態に研修プログラムが合わなくなっているため」が34.2%等となっている。



(2) 問5-10 充実が求められる研修プログラム（複数回答）

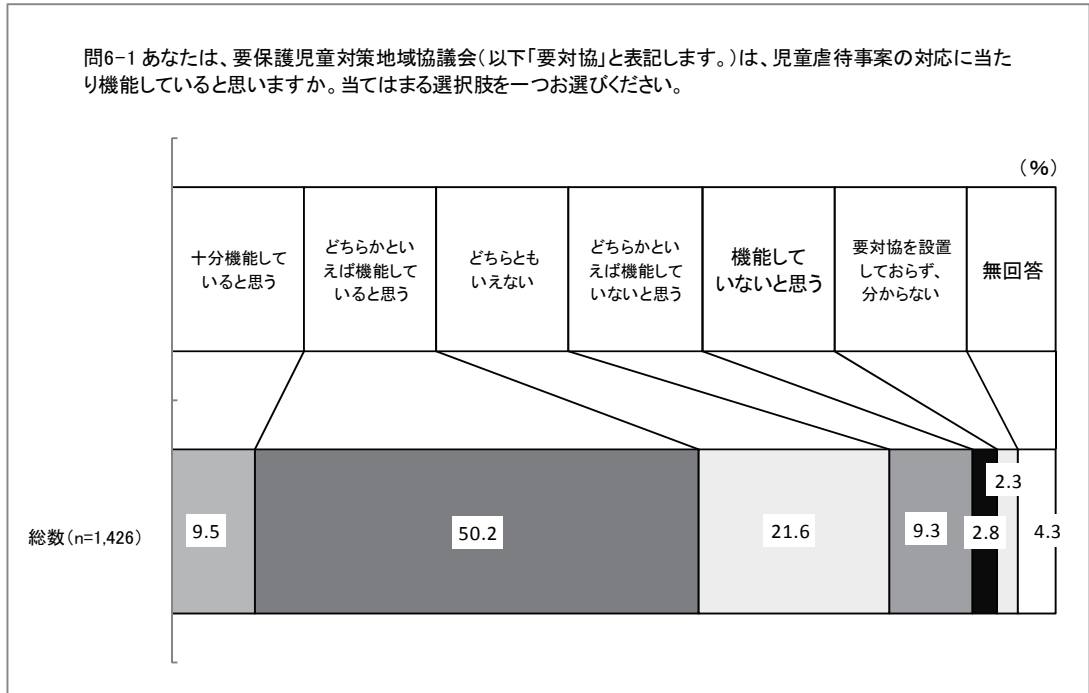
市区町村担当者に、国や都道府県等が実施する研修について、どのようなプログラムの充実を図ってほしいと思うか尋ねると、「虐待を行う親への適切な指導・支援の在り方」が83.2%と最も多く、次いで「援助方針の設定方法」が43.4%、「ケースの進行管理の在り方」が36.1%等となっている。



カ 要保護児童対策地域協議会

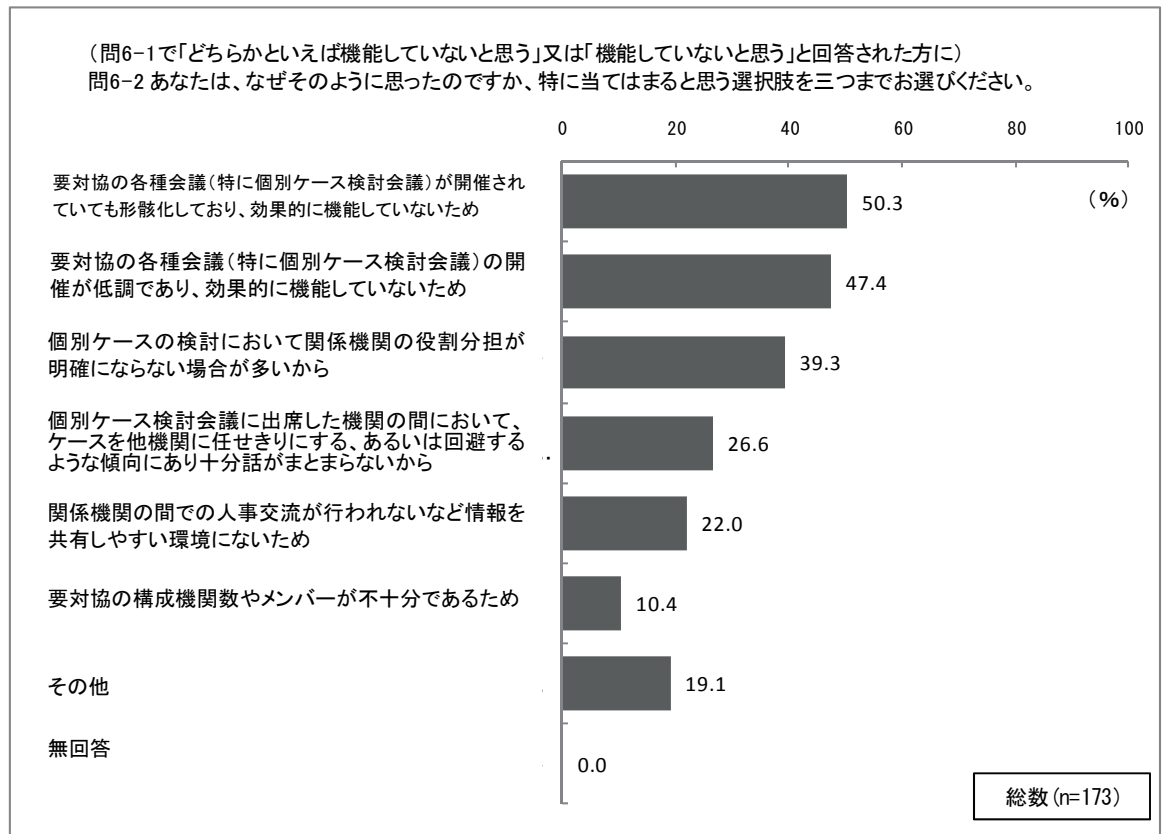
(7) 問6-1 要保護児童対策地域協議会の活動の有効性

市区町村担当者に、要保護児童対策地域協議会（以下この項において「要対協」という。）は、児童虐待事案の対応に当たり機能していると思うか尋ねると、「十分機能していると思う」及び「どちらかといえば機能していると思う」が合わせて59.7%であるのに対し、「どちらともいえない」が21.6%、「機能していないと思う」及び「どちらかといえば機能していないと思う」は合わせて12.1%等となっている。



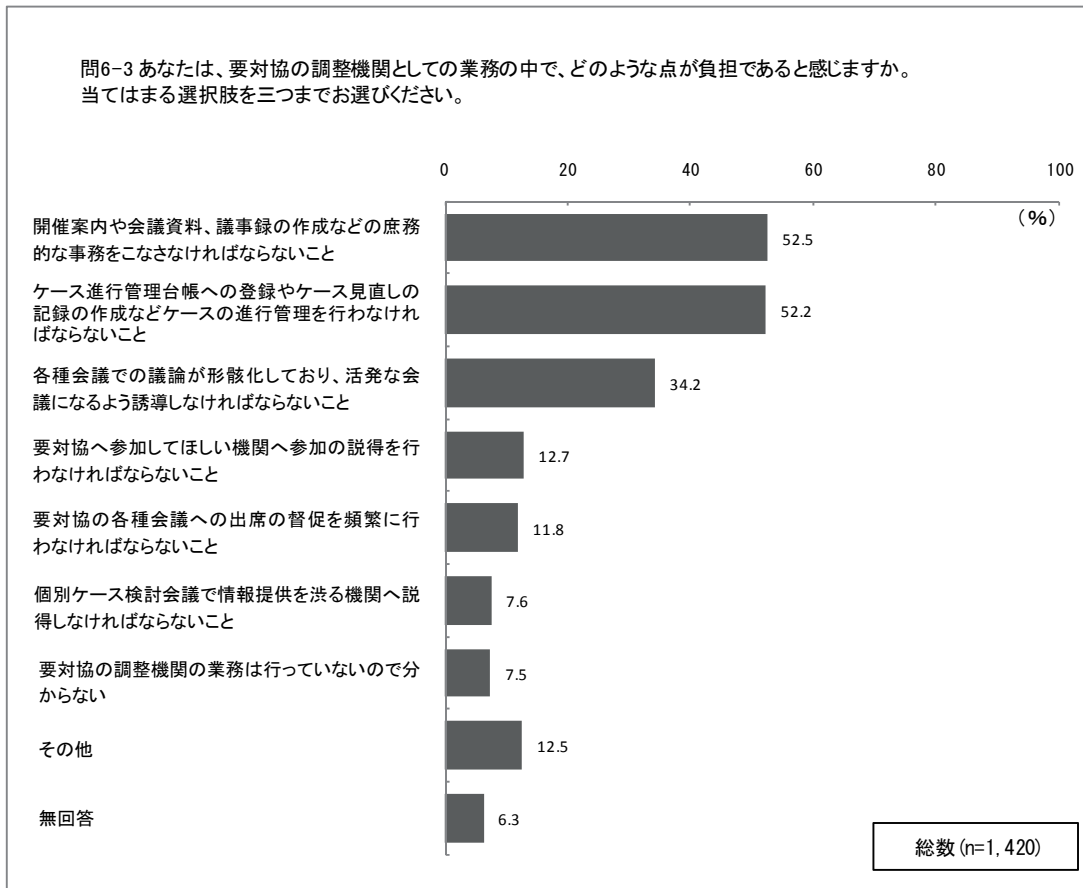
(イ) 問6-2 要対協が機能していないと思う理由（複数回答）

要対協について、機能していないと思う又はどちらかといえば機能していないと思うと回答した担当者に、そう思う理由を尋ねると、「要対協の各種会議（特に個別ケース検討会議）が開催されていても形骸化しており、効果的に機能していないため」が50.3%と最も多く、次いで「要対協の各種会議（特に個別ケース検討会議）の開催が低調であり、効果的に機能していないため」が47.4%、「個別ケースの検討において関係機関の役割分担が明確にならない場合が多いから」が39.3%等となっている。



(ウ) 問6-3 要対協の調整機関としての業務運営上の負担（複数回答）

市区町村担当者に、要対協の調整機関としての業務の中で、どのような点が負担であると感じるか尋ねると、「開催案内や会議資料、議事録の作成などの庶務的な事務をこなさなければならないこと」が52.5%、「ケース進行管理台帳への登録やケース見直しの記録の作成などケースの進行管理を行わなければならないこと」が52.2%と多く、次いで「各種会議での議論が形骸化しており、活発な会議になるよう誘導しなければならないこと」が34.2%等となっている。



キ 国等が行っている児童虐待の防止等に関する取組についての意見

市区町村担当者に、国や地方公共団体が行っている児童虐待の防止等に関する取組についての意見を聞いたところ、回答者1,429人のうち343人（回答者の24.0%）から延べ476件の意見があった。その内訳は、①体制の拡充を求める意見が135件（28.4%）、②関係機関の連携・役割分担に関する意見が65件（13.7%）、③予防教育・啓発に関する意見が60件（12.6%）等となっている。主な内容は、次のとおりである。

① 体制の拡充を求める意見

【市区町村について】

- 児童虐待に関する業務は、数多くある子育て支援業務（保育、手当、医療費、次世代育成など）の中の一つにすぎず、これら業務を少数の職員が兼務して行うことには限界がある。

- ・ 担当職員1人で常時多数のケース管理を行わなければならない現状では、訪問や個別検討会議の実施はおろそかになっているのが実情。人口規模に見合った職員数、職員1人当たりのケース数の目標値設定などの指導を希望する。

【児童相談所について】

- ・ 小さな町村では、児童虐待の専門職員を雇用できず、一般職員が担当しているが、異動も多いため、対応などに遅れが出てしまうことがある。児童相談所の職員を増やし、小さな町村への対応をお願いしたい。
- ・ 小さな町では、兼任で虐待にかけられる業務量も少なく、ノウハウも少ないので、児童相談所など専門で関わることのできる機関を身近に、そして職員を増やしてほしい。

② 関係機関の連携・役割分担に関する意見

【関係機関の連携について】

- ・ 市区町村が虐待の対応窓口とされているが、対応に苦慮することが多く、児童相談所等の専門機関との連携が不可欠であると感じる。
- ・ 虐待の裏には、夫婦間の不和、嫁と姑の対立など、複雑な人間関係が存在しており、それらを解消するためには、家庭児童相談員や保健師、民生委員、学校など長期にわたって複数の機関や関係者の連携した取組が必要であると感じている。

【役割分担について】

- ・ 市区町村と児童相談所の職員とがそれぞれの役割について共通の理解を持って円滑にケース対応を行えるよう、国全体の方針として、役割分担の在り方をより具体的に示してほしい。

③ 予防教育・啓発に関する意見

【啓発について】

- ・ 虐待問題に対し、市民の意識は高まっており、市民からの通報も増えている。国、県及び市区町村の広報活動には今後も力を入れるべきであると思う。
- ・ 児童相談所や市区町村は万全な体制とはいえ、対応できない面もある。そのような中で、今、早急に行うべきことは啓発であると思う。

【予防教育について】

- ・ 中学校、高校において、「親になるための教育プログラム」を設ける。
- ・ 低学年から、自分の身を守るためにはどう行動し、誰に助けを求めたらよいか、授業の中で教える。